あさぎり町
行財政改革プラン

―　第４次　―

（令和３年度～令和５年度）

令和３年６月

第４次あさぎり町行財政改革プラン目次

第１章　行財政改革の必要性

第１節　行財政改革の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第２節　これまでの取組み　・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第３節　本町を取り巻く社会環境　・・・・・・・・・・・・・・・・　3
第４節　本町の行財政運営の課題　・・・・・・・・・・・・・・・・　4
第５節　新たな行財政改革プランの必要性　・・・・・・・・・・・　6

第２章　第４次行財政改革の基本的な考え方

第１節　第４次行財政改革の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・　8
第２節　行財政改革の３つの視点　・・・・・・・・・・・・・・・・　8
第３節　行財政改革の５つの柱　・・・・・・・・・・・・・・・・　9
第４節　第４次行財政改革プランの計画期間　・・・・・・・・・　9

第３章　第４次行財政改革のポイント　・・・・・・・・・・・　11

第４章　第４次行財政改革の具体的な取り組み

第１節　町政運営指針の改革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
第２節　人の改革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
第３節　組織の改革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
第４節　財政構造の改革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
第５節　事務事業の改革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24

第５章　行財政改革の推進による町の展望

第１節　行財政改革の推進による町の展望　・・・・・・・・・・・　28
第２節　財政収支見通しのまとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・　29
第３節　計画の推進について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31

第６章　第４次行財政改革プラン行動計画　・・・・・・・・　33

【参考資料】　町の財政状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　40
用語解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・　46

第１章　行財政改革の必要性

第１節　行財政改革の位置付け

行財政改革とは、その時代の行政ニーズ※に対応し、組織や制度、行政運営の在り方などを見直す取組みです。更に、国・県の動向や新たな制度や指針に対応しつつ、先進事例なども積極的に取り込むことで、行財政における改革を推進するものです。これは、税金をもとに行政サービスを提供する町にとって本質的かつ継続的な取組みといえます。

また、行財政改革を推進することは、町の最上位計画である「あさぎり町総合計画」を下支えし、補完することであり、総合計画で掲げる町の将来像の実現につながります。

※行財政改革は、財政面や組織面での改革を内包しています。

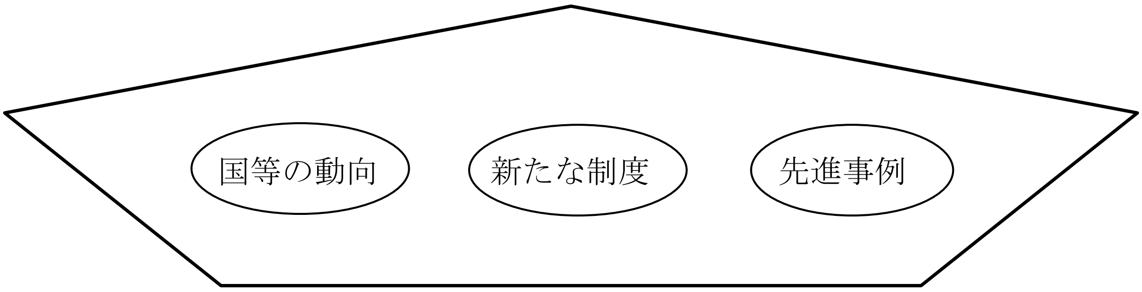

第２節　これまでの取組み

あさぎり町では、社会経済情勢の変化や多様化する住民ニーズ※に対応するため、平成１７年度に「第１次行財政改革プラン」を策定して以降３度にわたり、行財政改革に関する方針・プランを策定し、全庁的に推進に努めてきました。

直近では「あさぎり町第３次行財政改革プラン（平成２８年度～令和２年度）」を平成２８年度に策定し、積極的な改革を進めてきたところです。

これらの取組みによって経費の削減、組織機構の改革、定員管理の適正化、民間委託等の推進など、行財政の効率化や行政サービスの向上の面で一定の成果を挙げてきました。一方、一部の項目では検討や見直しに時間を要し、当初の計画通りに推進できなかったものもあり、これらを精査し、新たに策定する行財政改革プランに盛り込むなど、不断の取組みが求められます。

◆あさぎり町のこれまでの取組み

計画の名称	計画期間	取組実績	基本方針
第１次 行財政改革 プラン	H18~H22	主な取組 ・まちづくり運動支援事業、美化パートナープログラム※、パブリック・コメント※の導入 ・職員数の削減（△51） ・郵便物一括発送、ミスコピーの裏面活用、ETC 搭載車の導入、食糧費の見直し ・補助金の見直し ・事務事業評価開始 ・指定管理者制度※導入 効果額：３，３２７百万円	**３つの視点** **・住民の視点** **・選択と集中** **・経営感覚の導入** **５つの柱** **1. 町政運営指針の改革** **2. 人の改革** **3. 組織の改革** **4. 財政構造の改革** **5. 事務事業の改革**
第２次 行財政改革 プラン	H23~H27	主な取組 ・時間外手当総額の削減 ・職員数の削減（△25） ・外郭団体の見直し ・議員定数の削減（△2） ・未利用財産の売却 ・一般事務経費等の削減 ・外部委託の検討・再検証 ・補助金、扶助費※の見直し ・投資的経費※の見直し ・町有財産の有効活用 効果額：１，１５２百万円	
第３次 行財政改革 プラン	H28~R2	主な取組 ・職員数の削減（△29） ・外郭団体の見直し ・町税等の徴収率の向上 ・新たな財源の確保 ・未利用財産の売却 ・一般事務経費等の削減 ・負担金、扶助費※の見直し ・投資的経費※の見直し 効果額：１，３１９百万円	

第３節　本町を取り巻く社会環境

１　人口の減少と少子高齢化の進展

我が国の総人口は平成２０年をピークに減少に転じ、現在は本格的な人口減少時代に突入しています。本町も例外ではなく、国立社会保障・人口問題研究所がまとめた推計結果によると、国と同様の傾向を示しており、人口減少がもたらす様々な影響への備えが急務となっています。

平成２２年（2010）から令和２２年（2040）までの３０年間の町の将来人口推計を見ると、総人口は１６，６３５人から９，７９９人に減少する一方、６５歳以上人口比率は３０．１%から４７．７%に増加、生産年齢人口比率は５５．１%から４０.２%に減少します。生産年齢人口の減少によって税収が下がる一方、高齢者人口の増加により、医療や介護などの費用は増えていきます。

少子高齢化の進展は、医療、子育て、教育、防災、環境、福祉など、住民の暮らしに欠かせないサービスにまで影響を及ぼすと懸念されます。

◆町の将来人口推計グラフ

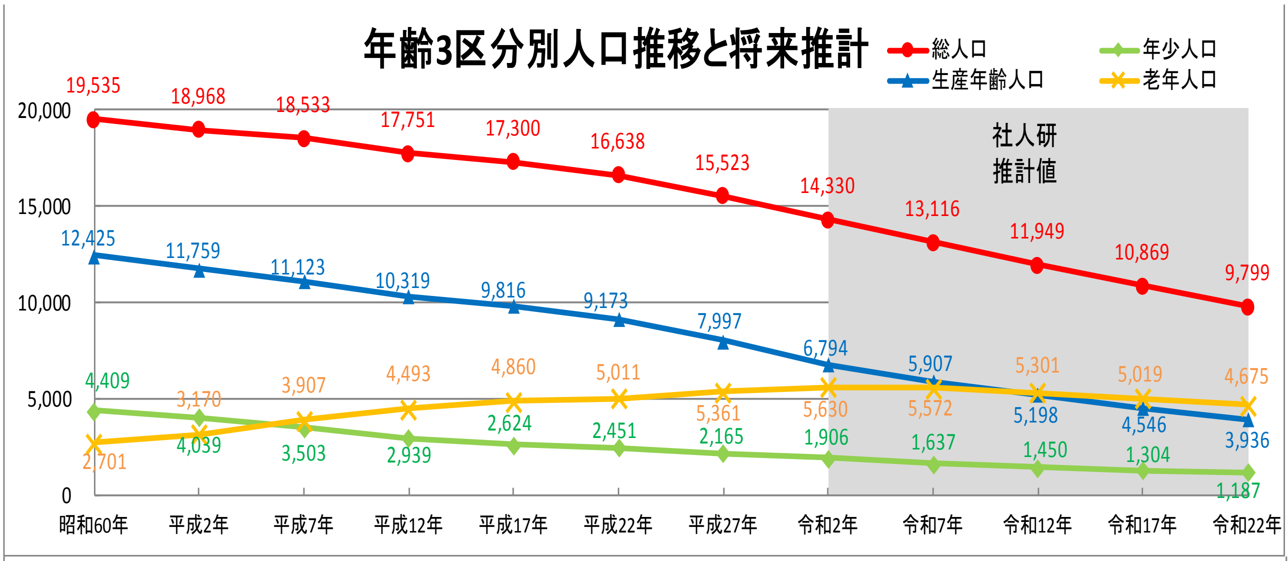

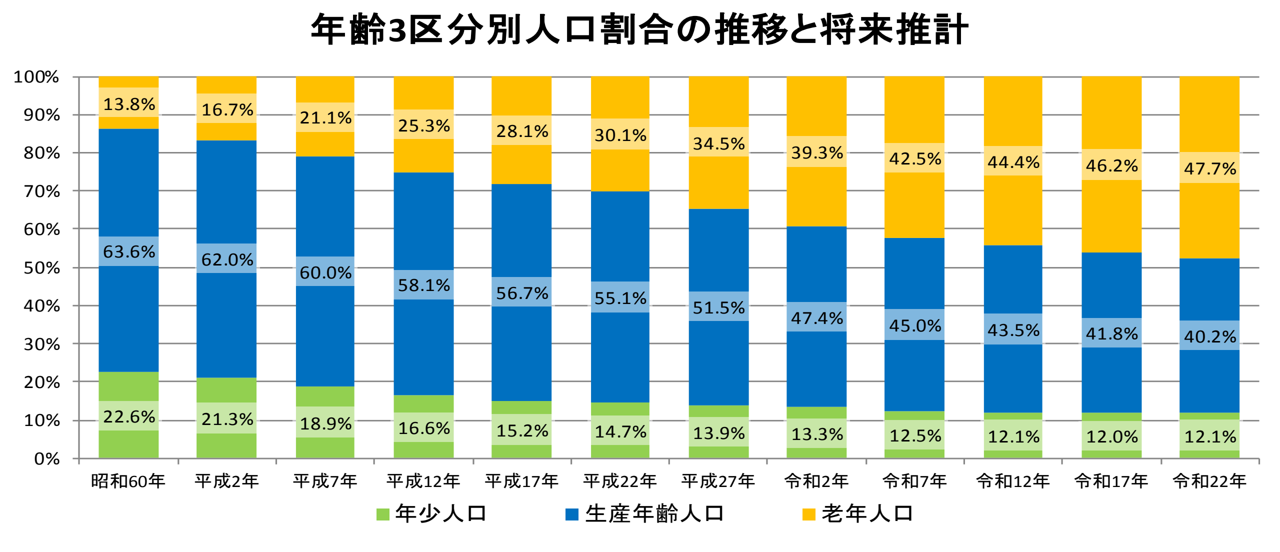

■国立社会保障・人口問題研究所推計（H30.3 公表）

２　住民ニーズ※の多様化・高度化

住民の価値観や生活スタイルの多様化が進む中、これまでのような均一的・画一的な行政サービスでは適切に対応していくことが困難な状況となっています。そのため、地域課題を自発的に解決していこうとする、住民、地域団体、事業者、ボランティアなどの多様な主体がそれぞれの特性を生かして役割を分担する「協働※型社会」を構築する必要があります。

３　地方分権※の進展

地方分権改革に伴い「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」や「都道府県から市町村への権限移譲」が進められたことにより、地域における自主性の強化と自由度の拡大が図られ、住民に寄り添った行政サービスの実現が可能になりました。

地方分権時代にあっては、地方自治体は自らの責任と判断で地域の実情を踏まえた施策を立案・執行し、その結果責任も負わなければなりません。こうした立案能力や実行力をいかに発揮できるかが、今後の自治体間の差になって現れてくると思われます。

第４節　本町の行財政運営の課題

１　健全財政の維持

（１）歳入関係

ア　今後町税収入は、現在の１２億円程度から徐々に減少すると見込んでいます。生産年齢人口の減少や需要の冷え込みが予測されることから、増加する要素は少ないと考えます。

イ　地方交付税※については、合併算定替え※の特例措置等による上乗せ交付分が平成３０年度で終了し、公債費※を除く交付額は令和２年度と同水準で推移すると想定しています。

ウ　町債※については、合併特例債※の発行期限が令和５年度であることから、その対象事業である公共施設個別施設計画に基づく施設の除却、第二庁舎の建設などが予定されており、合併特例債※の借入額が増加する見込みです。

エ　一般会計の基金残高は平成２７年度末では８２億円程度でしたが、令和元年度末には約９２億円に達しました。これは、普通交付税※の合併算定替え※の終了に備え、行財政改革による歳出削減に取り組み、財政調整基金※の積み立てを行ってきたことによるものです。今後は、公共施設の適正化や国土強靭化※対策など社会情勢の変化による新たな財政需要に対応するため、引き続き財政調整基金※をはじめ、まちづくり基金などの取り崩しが見込まれ、基金残高については減少していくことが見込まれます。

オ　現時点においては、引き続き事業の再点検を行い歳出削減に努めた上で、歳出超過部分については、基金※からの繰り入れを行うことで収支の均衡を保っていく計画としていますが、基金※に頼った計画では行財政運営に支障を来すことになります。

カ　基金※に頼らない行財政運営を目指し、これまで以上に歳入の確保と経常的経費※の節減を含めた歳出の抑制に努めなければなりません。また、将来起こりうる税収の減少に対応する為、基金※残高の維持にも努める必要があります。

（2）歳出関係

ア　高齢化の進展や医療の高度化により医療費が増加しており、扶助費※が年々増加すると予測されることから、事業に投入できる投資的経費※の財源は年々減少していきます。

イ　公共施設やインフラ※設備の耐震化、長寿命化または更新といった老朽化対策に伴う事業費が今後必要となってきます。公共施設については、令和２年度に策定した公共施設個別施設計画のほか各計画に基づくマネジメントを実施し、地域住民や利用者の理解を得ながら、効率的な維持補修、施設の再編による総量抑制などを実施する必要があります。

ウ　これまでの防災・減災、国土強靭化※対策の事業費に加え、令和２年７月豪雨災害からの復興に要する費用や、感染症等による住民の生活不安に対応するための事業費の増加が見込まれます。

エ　持続可能なまちづくりを進めるため、事業の選択、優先順位付けを行う必要があります。

２　公共施設の老朽化

本町は合併で用途が重複した施設が発生したことなどにより、多量の公共施設を抱えている状況です。住民サービスの維持には、これらの施設の修繕や改修が必要ですが、それに加え、建築後３０年以上経過した施設が全体の４割を占めることから、建て替えによる大きな財政負担が予想されます。

人口減少社会の到来は、公共サービスに対する住民ニーズ※の変化やサービスの縮小につながります。こうした社会的条件化では、老朽化した施設をそのまま建て替えるのではなく、時代の変化に合わせてサービス内容を転換させ、公共施設の総量削減を図ることが求められています。

これらの課題を踏まえ、公共施設個別施設計画に基づく施設の長寿命化や集約化等を推進し、より効率的な施設運営を行う必要があります。

３　組織・定員の適正化

多様化・高度化する行政ニーズ※を的確に把握し、適切に対応できる組織体制を確保しつつ、事務簡素化・効率化と事業の見直しとともに、人員配置の適正化を図る必要があります。

質の高い公共サービスを継続的に提供できるよう、職員が能力を十分に発揮できる仕組みの構築や、組織内の横断的な連携体制の強化が求められています。

４　住民協働※の推進・官民協働※の推進

時代とともに多様化・高度化する住民ニーズ※に対応していくためには、今までのよ

うに全てを行政が担うという発想を転換していかなければなりません。
必要な公共サービスを今後も提供していくためには、地域全体で公共サービスを担うという「新しい公共」の理念の下、住民、地域団体、NPO、ボランティアなどと行政が広範にわたって協力・協働※していく必要があります。

5　民間活力の活用推進

住民サービスの維持向上やコストの縮減を図ることができる場合は、行政としての責任に留意しつつ、可能な限り民間の資金及びノウハウを活用した手法（民間委託、指定管理者制度※、運営手法の見直しなど）を導入することが求められています。
本町ではこれまで、指定管理者制度※の導入を中心に一定の成果を上げてきましたが、今後は民間活力の活用を図るための更なる取り組みを進める必要があります。

6　未来を見据えた改革

人口減少と少子高齢化は当面続くことが想定される中、未来を見据えた中長期的な視点での行財政運営が必要になります。
また、持続可能な行財政運営を実現するためには、今まで以上の行財政改革の取り組みが必要になります。
早期に検討に着手することで将来的な体制の効率化や財政負担の軽減等につながることが見込まれるものについては、積極的に取り組みを検討する必要があります。
人口減少時代においても、多様化する行政需要への対応や、未来に向けた新たな投資を可能とし、まちの成長につなげる「改革と成長の好循環」に取り組む必要があります。

第５節　新たな行財政改革プランの必要性

人口減少と少子高齢化の急速な進展、とりわけ生産年齢人口の減少が同時に進むことにより、税収の減少と社会保障費の増大をもたらすことが懸念され、今後、本町が持続可能な行財政運営を進めるにあたって避けることができない大きな課題となっています。
この点については、総務省が設置した「自治体戦略 2040 構想研究会」における報告において、団塊の世代および団塊ジュニア世代が高齢者となる２０４０年頃を見据えた自治体戦略の必要と発生しうる様々な課題がまとめられています。その中では、国全体の労働力不足等により、職員数と地方税収が減少する中で、社会保障費と公共施設・インフラ※の更新等にかかる経費の増大への対応等が想定されており、持続可能な行政体制を構築し、住民サービスを継続的かつ安定的に提供していくためには、人工知能（AI）※やロボティクス等の新たな技術の活用や、新たな公共私の協力関係の構築などにより、限られた経営資源で困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要があるとされています。
また、国は、２０５０年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現をめざしています。地球温暖化対策を新たな成長戦略と位置付け、産業構造を変え、経済と環境の好循環を生み出す考えであり、本町の農林業をはじめとする全ての産業が影響を受けるものと考えられます。

このように社会環境が大きく変化している中で、将来にわたって安定した行政サービスが提供できる体制や仕組みを構築していくためには、日々変化する社会経済環境に適切かつ柔軟に対応し、継続的に行財政改革を推進していく必要があります。

新たな第４次行財政改革プラン（以下「本プラン」という）では、第３次行財政改革プランにおける取組みの更なる深化と発展を図るため、限られた経営資源を住民ニーズ※や社会経済環境に合わせて最適配分し、価値ある行政サービスを提供するための仕組みを構築するとともに、自律的かつ継続的な行政経営と地域経営を推進し、行財政改革に取り組んでいきます。

第２章　第４次行財政改革の基本的な考え方

第１節　第４次行財政改革の基本方針

本町では､総合計画と行政改革をいわば車の両輪として､計画行政を推進してきました。地方分権※の進展に伴い、地域の実情に沿った効果的な施策を進めていくため、住民と行政が適切な役割分担のもと、総合計画に掲げた「若いまち　豊かなまち　そして、幸せ感じるあさぎり町」の重要施策を確実に実施していきます。

また、３つの視点と５つの柱を掲げ今日まで改革に取り組んできましたが、これらの考え方は、本プランにおいても引き続き継承することとします。

第２節　行財政改革の３つの視点

１　住民の視点　　　　　　『住民の視点に立った行財政運営』

多様化する住民のニーズ※に的確に対応した行政サービスを提供するためには、住民の視点に立った施策立案や行政サービスの再編成が必要であり、住民の満足度の向上を目指した町政運営を進めることが求められています。

また、地方分権※が進展する中、行政のみならず住民も共に考え、責任を分担することにより、住民の自治意識や行政への関心を高め、町政への住民参画を促進する取組みが必要となっています。

２　選択と集中　　　　　　『効果や適正を重視した行財政運営』

限られた行政資源で最大の効果を挙げるためには、行政と住民・民間の役割分担を見直すことが重要であり、住民サービスに対するコスト意識や住民サービスの限界、受益者の適正な負担について住民の理解を求める必要があります。

また、厳しい財政状況や多様な行政ニーズ※を踏まえ、「あれも、これも」という「施策拡大型行政システム」から、「あれか、これか」という必要な施策に重点的に資源配分する「施策精選型行政システム」への転換を図ることが重要となっています。

３　経営感覚の導入　　　　『コストや効率を重視した行財政運営』

前例踏襲的な行財政運営を見直し、新たな視点での行財政運営を行うため、民間の優れた経営手法の導入や費用対効果などのコストに対する職員の意識改革に加え、発生主義会計による「資産や負債」含めたフルコストによる事務事業評価を行い、事務事業の見直し・再構築など効率的な町政運営を展開することが必要となっています。

また、近年の急速な社会経済情勢の変化に的確に対応するため、成果やスピードにも重点を置いた施策の展開が求められています。

第３節　行財政改革の５つの柱

１　町政運営指針の改革　　　『住民との協働※によるまちづくりへの取組み』

地方分権※が進展する中、自己決定と自己責任の原則のもと、住民の満足度の向上を図るという視点に立った町政運営への転換を図ります。

また、住民への積極的な情報提供や町政への参画機会の拡充に努め、住民との協働※によるまちづくりをめざします。

２　人の改革　　　　　　　　『人材育成と能力発揮等に向けた取組み』

地方分権※の進展や、住民ニーズ※の高度化・多様化に対応した質の高いサービスを提供するため、職員の意識改革に取り組みながら、政策立案能力や課題解決能力等の向上を図ります。

また、職員一人ひとりの能力・実績の重視と、その能力を最大限に引き出すための人事評価システムや給与制度の構築に取り組みます。

３　組織の改革　　　　　　　『効率的な組織体制確立への取組み』

限られた資源（人、モノ、財源）を最大限に活用し、急速に変化する社会経済情勢と住民のニーズ※に的確に対応するため、効率的な組織体制の確立に努めます。そのため、長期的視点に立った職員の定員管理と組織体制、外郭団体等の見直しに取り組みます。

４　財政構造の改革　　　　　『健全財政確立への取組み』

歳入・歳出のバランスが保たれた健全な財政構造を確立するため、町税や国民健康保険税、介護保険料等の徴収率向上や滞納額の削減等を図ります。

また、公平性の確保等の観点から各種使用料や負担金などの受益者負担のあり方等について検討します。

５　事務事業の改革　　　　　『効率的な行財政運営への取組み』

行政と住民・民間との役割分担を明確にするとともに、外部委託の推進などによる行政サービスのコスト削減等に取り組みます。

また、事務事業の必要性や行政関与の妥当性等の判断を的確に行うため、事業・政策評価システムを継続するとともに、事業・政策評価に基づいた施策の重点化等を図ります。

第４節　第４次行財政改革プランの計画期間

第４次行財政改革プランの計画期間は、令和３年度から令和５年度までの３年間とします。また、プランの着実な推進を図るため、具体的な取り組みを定めた行動計画を定め、社会経済の状況等を勘案しながら必要に応じて見直しを行うこととします。

※行財政改革プランの体系図

基　本　方　針

「住民との協働によるまちづくり」と「簡素で効率的な行財政システムの構築」

幸せ感じるまちをめざして

↓

３つの視点

住民の視点　　選択と集中　　経営感覚の導入

↓

５つの柱

１．町政運営指針の改革

２．人の改革

３．組織の改革

４．財政構造の改革

５．事務事業の改革

↓

行　動　計　画

第３章　第４次行財政改革のポイント

これからの行財政改革における新たな背景や課題への対応を踏まえ、３つの視点と５つの柱を掲げ、本プランにおいても引き続き継承しますが、今後３年間の計画期間に進化させた改革を推進していきます。

１　行政サービス・行政資源の最適化

本町では今後、税収入が減少する一方、社会保障関連経費は増加すると見込んでいます。このような状況下においても、持続可能なまちづくりに向け必要な施策を実施していくためには、引き続き、行政コストの削減や限られた人的・財政的資源の有効な配分を進めるとともに、土地や建物など町が保有する物的資源を有効に活用することで、行政サービスや行政資源の最適化を図ることが重要です。

これまでの取り組みに加え、外郭団体の経営強化や業務システムの自治体共通システムの導入、企業版ふるさと納税の導入など財政のさらなる効率化・最適化に取り組みます。

〇主な取り組み（「第６章　第４次行財政改革プラン行動計画」から関連する取組み項目を抜粋しています。）

※「実施の見通し」欄の記号は、「△検討・準備等」「〇改革の一部実施」「◎改革の実施」「⇒改革の継続」を表しています。

番号	推進項目	取組み項目	取組みの内容	令和2年度状況	実施の見通し 令和3年度	 令和4年度	 令和5年度	所管課
29	組織の改革	(有)あさぎり町ふるさと振興社の新たな事業展開による経営強化	さらなる経営強化と地域経済の創出を図るため、地域づくり推進機構の設立に向けた取り組みを行います。有限会社から一般財団法人へ法人形態を変更し、地域商社として地域資源を生かしたビジネスを展開していきます。	△	△	◎	△	企画政策課 商工観光課 農林振興課
31	財政構造の改革	将来的な財政負担の軽減につながる事業の推進	◆医療費抑制の取り組み 病気の予防や早期発見、重症化予防のために健診受診勧奨や受診体制の検討を行い、さらにスマートウェルネスシティ(※)事業を推進することにより、医療費抑制を図ります。 ◆介護予防の取り組み 地域の高齢者が、公民館等に定期的に集まり、筋力ＵＰ体操を行うことで閉じこもり防止をはじめ、体力の維持向上などの介護予防に取り組みます。 ◆在宅医療・介護連携 球磨圏域での在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制を構築するため、医師会に一部委託し、他町村と連携した取り組みを行います。	〇	⇒	⇒	⇒	高齢福祉課 健康推進課
36	財政構造の改革	新たな財源の確保	町の広報誌やホームページ、公共施設などの資産に民間企業等の広告を掲載し、自主財源(※)の確保と経費の節減を図ります。 また、ふるさと寄附金収入のさらなる確保、企業版ふるさと納税の新設などにより、新たな財源の確保を図ります。	⇒	〇	△	〇	企画政策課 財政課
41	財政構造の改革	特別会計への繰出金の抑制	特別会計の財務状況を踏まえ、一般会計からの繰出しを抑制します。	△	〇	⇒	⇒	高齢福祉課 健康推進課 上下水道課
42	事務事業の改革	事務事業の見直し	事務事業の見直しを行い、事務の合理化・効率化に取組みます。	△	〇	△	〇	議会事務局 総務課 企画政策課 財政課 会計課 税務課 町民課 生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 農業委員会 農林振興課 商工観光課 建設課 上下水道課 教育課

49	事務事業の改革	既存利用システムの内容見直し	現在使用中の各課電算システムの事務効率への貢献度を精査し、より安価なものや統合などを検討し、システム利用環境の効率化を図ります。 また、自治体の情報システムの標準化・共通化を推進し、基幹系業務システムについて国の標準仕様に準拠したシステムへの移行を図り、業務の効率化と経費削減に取り組みます。	△	△	○	⇒	企画政策課
62	事務事業の改革	公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づく公共施設マネジメントの実行促進	公共施設・インフラ(※)施設等の老朽化対策が大きな課題となっていることから、令和２年度に策定した施設類型別の実行計画（個別施設計画）を基に、各施設の計画的かつ効率的な修繕・維持補修を行います。 また、施設の再編及び適正化、有効活用を推進します。	◎	○	△	○	議会事務局 総務課 財政課 健康推進課 農林振興課 建設課 上下水道課 教育課

２　民間活力の活用や協働[※]の推進

今後も町として必要な施策・事業を実施し、持続可能なまちづくりを推進していくためには、行政だけではなく、本町に関わる多くの人々がそれぞれの役割をしっかりと踏まえ、力を結集し、強みを生かすことで施策展開の最適化を図ることが重要です。

住民との情報共有の拡充や関係人口の創出、外部委託の推進、施設運営手法の見直しなど、これまで以上に民間の持つノウハウや知見を活用した事業を拡大するとともに、地域防災力向上のため、地域との協力体制を強化します。

〇主な取り組み（「第６章　第４次行財政改革プラン行動計画」から関連する取組み項目を抜粋しています。）

※「実施の見通し」欄の記号は、「△検討・準備等」「○改革の一部実施」「◎改革の実施」「⇒改革の継続」を表しています。

番号	推進項目	取組み項目	取組みの内容	令和2年度状況	実施の見通し 令和3年度	令和4年度	令和5年度	所管課
2	町政運営指針の改革	ホームページの充実、Twitter、LINE等を活用した町からの情報発信	ホームページについては、トップページのレイアウトを工夫したり、必要な情報に素早くアクセスできるように整理を行い、翻訳機能による外国人への対応など、誰でも簡単にわかりやすく情報を得ることができるよう改善を行います。 また、TwitterやLINEを活用してホームページへのアクセスを促すなどの取り組みも併せて行います。 ホームページだけでなく、SNS（Twitter、LINE等）等を活用して情報発信を行い、ホームページへの導入を促します。	△	○	○	○	企画政策課
3	町政運営指針の改革	緊急情報配信サービスの活用、防災ラジオ、メール配信、あさぎりナビの効果的運用	いつでもどこでも最新の情報が入手できる携帯電話等のメリットを生かすため、住民が必要とする緊急情報のニーズ(※)を的確に把握し、「あさぎりナビ」を新たな情報発信ツールに加え、効果的な情報発信形態の確立を図ります。また、より多くのサービス利用者を獲得するため、制度のＰＲを進め、サービスメニューの充実、防災ラジオの運用を補う手法を効果的に運用していきます。	○	△	○	⇒	総務課 企画政策課
5	町政運営指針の改革	パブリック・コメント(※)やワークショップ(※)の活用	町の各種計画は町民の生活等に深くかかわるものであることから、計画書策定に町民の意見を反映させるため、パブリック・コメント(※)を引き続き活用し、ワークショップ(※)形式による話し合いの導入に努めます。	⇒	△	○	△	企画政策課
11	町政運営指針の改革	まちづくりへの住民参加の推進	行政区や各団体が独自に取り組む活動を支援するため、まちづくり支援事業を引き続き推進します。 また、住民等のボランティア活動への関心を高めるため、行政区や各種団体、企業等との協働による美化パートナープログラム(※)、環境整備資材等支給事業の更なる推進に努めます。 さらに、ご近所支え合いネットワークの設置拡大に取り組み、高齢者など地域で孤立しがちな方を地域で支える環境づくりをめざします。 そのほか、積極的に地域おこし協力隊を採用し、地域福祉分野や営農活動に参加するなど、地域への新たな人の流れを創出することにより、地域の活性化を図ります。さらに、地域おこし協力隊としての任期終了後も町が設立をめざす一般財団法人に協力隊を採用するなど、継続的に採用することにより、地域外の人材との継続的かつ複層的なネットワークづくりに取り組み、地域の持続的発展をめざします。	○	△	△	○	企画政策課 高齢福祉課健康推進課 建設課

23	組織の改革	行政区の再編	地域コミュニティを残しつつ集落機能を維持するために、行政区の再編を図ります。	△	◎	⇒	⇒	総務課
24	組織の改革	消防団の再編	行政区再編の動向を踏まえながら、消防団の再編を進め、詰所や積載車等の統廃合を実施します。	△	◎	⇒	⇒	総務課
25	組織の改革	自主防災組織の充実	自助・共助・公助が機能する安心・安全なまちづくりをめざし、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の充実に向けた啓発活動や補助制度を活用した防災活動の推進に努めていきます。	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
50	事務事業の改革	公共施設の包括管理業務委託の導入検討	複数の公共施設の維持管理に係る保守、点検業務等を包括的に委託することにより、業務水準の向上と効率化等を図るため、包括管理業務委託の導入を検討します。	△	△	△	△	財政課
51	事務事業の改革	外部委託の推進及び委託内容等の見直し	民間と競合する事務事業や民間の高度な専門的知識を活用した方がより効率化が図れる業務については、費用対効果を勘案しながら民間委託を推進します。 また、既に外部委託を行っている事務事業については、委託業務内容や外郭団体等への委託、費用対効果が低い業務などの見直しを検討します。	⇒	○	○	○	議会事務局 総務課 企画政策課 財政課 会計課 税務課 町民課 生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 農業委員会 農林振興課 商工観光課 建設課 上下水道課 教育課
54	事務事業の改革	情報基盤施設の運営手法見直しの検討	情報基盤施設がこれまで担ってきた役割と現在のニーズ(※)及び社会環境の変化を踏まえ、民間の高度な専門的知識を活用した方がより効率的で柔軟なサービス提供が可能になる業務については、利用者へ配慮しながら、今後の在り方について検討します。	△	△	△	△	企画政策課

３　新しい時代の流れを力にする取り組み

Society 4.0（情報社会）に続く、新たな未来社会として国が提唱するSociety 5.0（超スマート社会）では、人工知能（AI）※が搭載された家電や自宅に居ながら診療を受けられる遠隔診療、無人トラクターの活躍による農家の人手不足解消など、私たちのくらしや働き方が大きく変わることが予想されています。さらに、国連において「誰一人取り残さない」を理念としたSDGs（持続可能な開発目標）が設定され、地方においても、SDGsの視点を取り入れた地方創生の実現など、新たな行動が求められています。

このように、新しい価値やサービスが次々と創出される未来社会における行政の役割を意識しながら、次代への改革へと進化させた改革の取り組みを進めていく必要があることを踏まえ、これまでの事務の効率化や、民間活力の活用などの取り組みに加え、ICT（情報通信技術）※の積極的な利活用や、そのための人材育成、職員の働き方など、費用対効果を見極めたうえで新たな領域に踏み込んだ改革に取り組みます。

〇主な取り組み（「第６章　第４次行財政改革プラン行動計画」から関連する取組み項目を抜粋しています。）

※「実施の見通し」欄の記号は、「△検討・準備等」「〇改革の一部実施」「◎改革の実施」「⇒改革の継続」を表しています。

番号	推進項目	取組み項目	取組みの内容	令和2年度状況	実施の見通し 令和3年度	実施の見通し 令和4年度	実施の見通し 令和5年度	所管課
6	町政運営指針の改革	デジタル化の推進による住民サービスの向上	行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、各種証明書のコンビニ交付、行政手続きのオンライン化など人にやさしいデジタル化に取り組み、住民の利便性向上を図ります。	△	○	△	○	企画政策課 町民課
9	町政運営指針の改革	子ども医療費補助の事務簡略化	保護者の病気予防の意識を高め、適切な受診と医療費の抑制をめざすために償還払い申請を継続し、申請については保護者の利便性向上を図ります。	○	◎	⇒	⇒	生活福祉課
10	町政運営指針の改革	情報化専門職員の育成	自治体ＤＸを進める上で、中心的な役割を担う職員を発掘し、専門研修等の受講により育成を図ります。また、住民に信頼されるデジタル化の実現に必要な情報セキュリティ対策を確立するため、全職員に地方創生人材支援制度を活用したデジタル人材による研修会を実施します。さらに、地方公共団体情報システム機構のセミナー（CYDER研修）への派遣やｅラーニング「情報セキュリティ研修」を受講し、住民に信頼される電子自治体の実現に必要な情報セキュリティ対策を図ります。	△	○	○	⇒	企画政策課
18	人の改革	働き方改革の推進	働き方改革に取組み、働きやすい職場環境を整備することで仕事の効率を上げ、長時間労働を解消していきます。 さらに、職員の適正配置や人事管理の徹底、デジタル化による事務の効率化により、時間外勤務の適正化を図ります。 また、職員の副業（地域貢献活動）制度を導入することにより、知見を広げるとともに、地域産業の人手不足解消に繋げます。	⇒	○	△	⇒	総務課
34	財政構造の改革	納付機会の拡大	住民サービスの向上及び税等の納付機会の拡大のため、新たにコンビニエンスストア納付、スマートフォン決済、クレジットカード決済等の納付方法の導入を検討します。	△	△	△	△	税務課 健康推進課 農林振興課 建設課 上下水道課
48	事務事業の改革	デジタル化の推進による業務効率化	デジタル技術や人工知能（AI）(※)等の活用によりさらなる業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げます。	△	△	△	○	企画政策課

第４章　第４次行財政改革の具体的な取り組み

第１節　町政運営指針の改革

１　住民の視点に立った町政運営

（１）情報公開の推進と住民ニーズ※の把握

ア　情報公開の推進

住民と行政が協働※してまちづくりを推進していくためには、行政活動の情報を共有することが重要です。そのため、広報誌・ホームページの内容充実を図り、Twitter、ＬＩＮＥ等を活用した情報発信など積極的な情報提供に努め、透明性の向上に取り組みます。また、会議の公開など、住民参加の推進に努めます。

個人情報の保護に留意しつつ、社会にとって有益な活動に活用するため、個人情報保護条例と情報公開条例の適正な運用により住民の知る権利を尊重した透明性の高い町政を推進します。

イ　住民ニーズ※の把握

ホームページ、パブリック・コメント※、ワークショップ※、行政座談会等を活用した広聴活動により、積極的な意見収集を行い住民のニーズ※の把握に努めます。

（２）サービスの改善と信頼される行政運営の推進

ア　住民サービスの充実

住民ニーズ※を踏まえた利便性の高いサービスの提供を目指し、住民サービスの基本である窓口サービスの更なる見直しを進め、住民の目線に立った行政サービスの提供に努めます。「書かせない」「移動させない」「待たせない」を目指した申請書の電子化のほか、行政手続における押印の見直しに取り組み、住民負担を軽減し、行政サービスの向上につなげます。

また、さらなる電子化（デジタル化）に取り組み、住民がいつでも行政情報を閲覧することができたり、マイナンバーカードを活用したオンラインによる各種申請、届出などの行政手続きが行えるよう推進していきます。

デジタルの活用により、住民一人ひとりがニーズ※に合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会“誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化”に取り組みます。

イ　信頼される行政運営

住民重視の行政経営を基本として、将来にわたって住民サービスを維持向上させるために、資源配分の最適化や内部努力の徹底などによる財政基盤の強化に取り組むとともに、住民の納得、信頼を得る効率的かつスピード感をもった執行体制の確立や組織としての知識・技術の継承、職員一人ひとりの能力の向上に取り組みます。

また、規範の遵守のための組織統治機能（管理・監督機能）の強化を図ります。

２　住民との協働※による町政運営

（１）　住民との協働※による町政の推進

住民の皆様をはじめ各種団体やボランティア等とのパートナーシップにより、住民

と行政の協働※によるまちづくりを引き続き進めていきます。

地域の中には、介護や子育ての不安、障がい児・者の療育や就労、虐待、生活困窮など、悩みがありながら相談することができない人も見受けられることから、身近な人たちによる早期発見、状況把握、支援につなげていく、地域の力が重要です。また、自主的に地域で取り組んでいく健康づくりや、自主防災においてもこのような地域の力は個人個人にとって大切な支えになります。そこで、近隣住民による年間を通じた「つながり・見守り・支え合い」の活動を推進し、お互い認め合い、つながりあって、支え合う、ここに住んでよかったと思える「福祉のまちづくり」めざすため、従来の小地域ネットワーク事業から見守り活動を重視した「ご近所支え合いネットワーク」の設置拡大に取り組みます。

近年、若い世代を中心に都市部から過疎地域等へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まり、平成２１年度に創設された地域おこし協力隊の隊員数は全国で大幅に増加しています。新しい人の流れや人と地域のつながりの創出は、過疎地域における担い手の確保や過疎地域と都市との共生に貢献するものであることから、関係人口の創出・拡大を推進します。積極的に地域おこし協力隊を採用し、地域福祉分野や営農活動に参加するなど、地域への新たな人の流れを創出することにより、地域の持続的発展をめざします。

（２）男女共同参画※社会の実現

あさぎり町男女共同参画推進基本計画（平成 28 年度改訂）を令和３年度に改訂します。この基本計画に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分発揮できる男女共同参画※社会の実現を進めます。男女が対等な構成員として、行政の様々な面における参画環境の整備を図り、男女双方の目線から見た、公正な行政施策推進のため、各種審議会・委員会等への参画を進めます。

第２節　人の改革

１　職員の意識改革

新たな行政課題に職員一人ひとりが柔軟に対応できるように、研修を通じた職員個々の能力向上や、住民の立場に立った意識の高揚など、職員の意識改革を積極的に進めます。

社会情勢の変化や住民のニーズ※に応え、質の高いサービスを提供するため、人事評価システムにより、職員の意欲、能力が最大限発揮できる人事管理に取り組みます。

２ 人材の育成・活用、研修制度の充実

これからの地域の持続的発展や地方分権※の進展に対応した取り組みを推進するため、個々の職員のレベルアップを図ります。そのため、多様で専門的な能力開発や企画立案・政策形成などの研修カリキュラムの充実等に取り組みます。また、職員の能力発揮と人材育成を図るため、職責や職務に応じた研修を実施するとともに、住民の視点に立った幅広い視野と時代の変化に対応できる能力を育むため、研修機会の充実に努めます。

３　人事評価システム

目標管理の手法による、主体的に課題に取り組む人材の育成と職員の意識改革を促すため、引き続き人事評価制度を推進し、制度の改良に努め、その結果の活用を図ります。

４　男女が共に活躍できる環境づくり

職場における男女共同参画※を推進し、女性職員の管理職等への任用、家事・育児・介護をしながらでも安心して働けるなど男女が共に活躍できる環境づくりに努めます。

５　人事給与制度の見直し

職員の給与について、国、県及び周辺自治体との均衡を考慮しながら適正な水準の維持に努めるとともに、職員の勤務意欲・士気の高揚を図ります。

６　働き方改革の推進

働き方改革に取組み、働きやすい職場環境を整備することで仕事の効率を上げ、長時間労働を解消していきます。さらに職員の適正配置や人事管理の徹底、デジタル化による事務の効率化により、時間外勤務の適正化を図ります。

また、副業（地域貢献活動）制度の導入により、職員の知見を広げるとともに、地域産業の人手不足解消に繋げます。

表１ **「人の改革」見直し目標**

取組事項	取組みの概要	見直し目標
働き方改革の推進による時間外手当適正化	働き方改革に取組み、仕事の効率を上げ、長時間労働を解消していきます。また、職員の適正配置や人事管理の徹底、デジタル化による事務の効率化により、時間外手当の適正化を図ります	１百万

第３節　組織の改革

１　組織の改革

地方分権※やこれからの地域の持続的発展にふさわしい自己決定･自己責任の観点に立ち、住民の声を適正・迅速に反映できる組織機構を目指します。

厳しい財政状況の中、現状の住民サービスを維持しながら、今後も減少する見込みの人口に即した職員数の適正化や支所機能の検討を含む組織の集約化に取り組みます。

（１）適切な定員管理

新たな住民ニーズ※や多様化する行政課題、厳しい財政事情、更には将来の組織を支える職員構造や組織機構のための職員配置の検討など、長期的な視点に立った定員管理に取り組みます。

平成１５年４月の合併から今日まで、合併算定替え※の終了に伴う地方交付税※の減少などに対応するため１０８人を削減し、適切な定員管理に取り組んできました。今後は、この限られた職員数の中で増大する行政課題に対応していく必要があります。行政サービスの低下を招かないよう、臨機応変な組織体制の構築など、適正な業務執行体制の確保に努めます。

職員の新規採用については、現在の職員の年齢層の偏りを考慮した社会人枠の採用、団塊ジュニア世代の退職を見据えた事前採用を行います。定年延長に伴う退職者数の変動や再任用職員の任用などを考慮して定員適正化計画の時点見直しを行い、各年度の採用者数を決定します。

現在の定員適正化計画は総枠によるもので、保健師等の有資格職員数の管理までは及んでおらず、合併後の職員数抑制により有資格職員の採用はほとんど行っていないため、有資格職員数においても年齢構成に格差が生じている状態となっています。現在の適正定員を維持しながら、有資格者の採用を計画的に行うとともに、建築技術職等の行政運営に必要な新たな職種の採用を検討していきます。

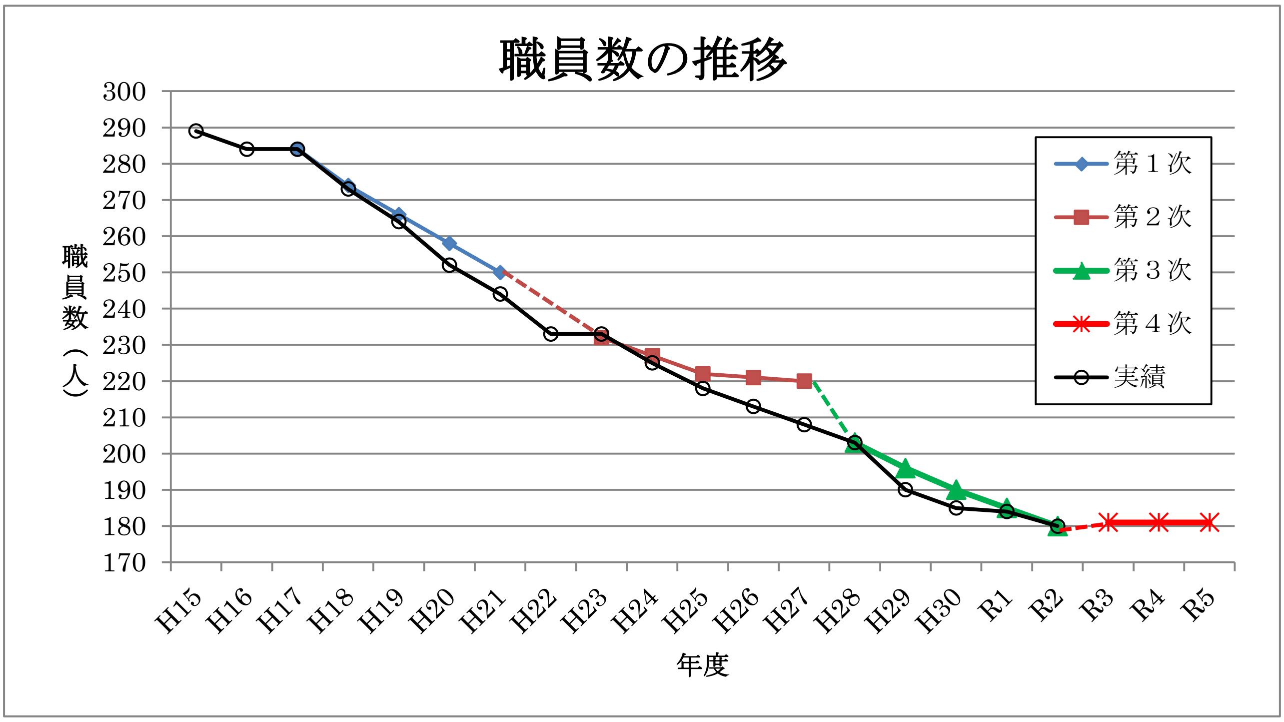

※職員定数の目標値

	参考【実績値】		令和３年	令和４年	令和５年
	平成 15 年	令和２年			
職員定数	289	181	181	→	181

※上記職員数には以下の職員を含む。

・一般職（再任用含む）常勤職員

・教育委員会指導主事

・任期付職員

（２）窓口業務と来客サービスの向上

訪れた住民にわかりやすくきめ細かな接客ができるよう、職員の接遇技術の向上に努めます。また、ひとつの窓口で、全ての用件・手続きが完了できるよう、総合窓口のさらなる運用改善を進めます。

窓口業務は町の顔ともいえる重要な部署であり、広範な業務対応のできる職員像が望まれます。住民の立場に立った視点と、町政全般を見渡せる広い視野を持った職員を養成します。

（３）行政区及び消防団組織再編の推進

過疎化や少子高齢化が危惧されるなか、共同体としての機能低下が深刻な問題になりつつあります。新たな過疎対策においては、集落の高齢化、自然現象による人口減少を踏まえ、いかに集落を維持し活性化していくかが、これまで以上に重要な課題となっています。

行政区の再編は、消防団等を含め行政区からの意見、聞き取り等を重ねながら総合的に推進します。

（４）自主防災組織の充実

自助・共助・公助が機能する安心・安全なまちづくりをめざし、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の充実に向けた啓発活動や、補助制度を活用した防災活動を推進するとともに、「ご近所支え合いネットワーク」事業と連動した避難行動要支援者（災害時要援護者）対策に努めます。

２　外郭団体等の見直し

社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会については、町が実施すべき事業の委託と、運営費等の一部について町からの補助金が支出されています。高齢化社会を迎え、協議会の果たす役割も高度化・多様化していますが、町から多くの補助金が支出されている状況を踏まえ、社会福祉協議会が自主的に運営の効率化や組織・事業内容の見直しを進め、運営費の財源確保に取り組めるよう助言・支援を行います。

第３セクターについては、行政と密接に連携しながら施策の推進に重要な役割を担ってきましたが、社会経済情勢の変化等により、これらを取り巻く状況は大変厳しくなっ

てきています。このため、有限会社あさぎり町ふるさと振興社については、さらなる経営強化と地域経済の創出を図るため、有限会社から一般財団法人へ法人形態を変更し、地域商社として地域資源を生かしたビジネスを展開していきます。

表２「組織の改革」見直し目標

取組事項	取組みの概要	見直し目標
定員管理計画の着実な推進	今後増加が見込まれる退職者に対して、再任用職員の任用や一定数の新規採用職員を確保しながら、目標職員数の達成を目指します。	１３百万

第４節　財政構造の改革

１　財政構造の改善

行政需要に的確に対応するには、安定した自主財源※の確保が必要です。そのため、町税や使用料などの徴収強化に努めるとともに、財政構造の改善にも努めます。また、公共施設の老朽化による維持管理、施設更新コストの増加を抑制するため、令和２年度に策定した公共施設個別施設計画に基づく公共施設マネジメントの着実な実行に取り組みます。

人口減少と少子高齢化が当面続くことが想定される中、未来を見据えた中長期的な視点での行財政運営が必要となります。短期的に経費削減や財源創出等の効果が見込まれるものだけでなく、早期に着手することで、将来的な財政負担の軽減等につながることが見込まれるものについても、積極的に取り組みます。

２　予算編成の改革

厳しい財政状況の下、限られた財源を有効に活用し、多様化する住民ニーズ※に的確に対応していくため、予算編成のあり方を見直し、より効率的な予算編成の仕組みを構築していきます。

３　歳入の確保

（１）町税、国保税、介護保険料等の徴収率向上

収納率の向上を図ることは、自主財源※の確保はもとより、負担の公平性の確保の観点や安定したサービスを継続的に提供するためにも重要な課題です。そのため、未収金対策の強化を図り、滞納者の納付計画の指導や収入の確保に取り組みます。

（２）新たな財源の確保

町広報及びホームページへの有料広告をはじめ、町施設、パンフレットなどへの企業広告等導入を推進し、新たな財源の確保と経費削減に努めます。町のパンフレット・計画書等の発行物については、その目的等に照らし合わせ有料化の検討を行います。

ふるさと寄附の返礼品の見直しや、寄附しやすい仕組みを構築し、寄附金の更なる確保を図ります。

また、企業版ふるさと納税を新設し、新たな産業振興策の財源として活用していきます。

さらに、ガバメントクラウドファンディング（自治体が抱える問題解決のため、寄附金の使い道をより具体的に示し、その使い道に共感した方から寄附を募る仕組み）の導入を検討します。

（３）未利用財産の活用等による財源確保

行政目的として利活用が見込めない土地及び建物のうち売却可能な財産については、公募等による売却を図るとともに、有償貸付けを行っている土地等については、借受者への売却処分を推進します。また、不用となった物品についても、売却を図ります。

４　受益者負担の適正化

（１）受益者負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、行政サービスを受ける受益者に、その受益に応じて負担を求める必要があります。負担の公平性の観点から経費負担のあり方を検討し、受益と負担の適正化を図ります。

行政サービス全般について、受益に対する応分の負担の考え方や、公平性の確保を基本として、住民の理解を求めながら受益者負担の適正化を図ります。

（２）行政サービスにおける負担のあり方

ア　各種使用料・手数料等の適正化

これまでに使用料や手数料については、施設の減免規定の見直しや、受講料の有料化、手数料の見直しなど、サービスに対する受益者負担の適正化に取り組んできました。

町が提供する住民サービスについては、サービスを利用する住民と利用しない住民との負担の公平性確保等について十分検討する必要があり、適正な範囲でサービスに対する負担を求めていくことが必要であります。適正な受益と負担のバランス、住民への説明責任、公平性の確保を基本に、住民の理解を得ながら、サービスに対する負担の見直しを行います。このような考え方を基に、住民サービスに係るコストの削減に取り組みながら、公共施設の利用料、上下水道料のあり方についての検討を進めます。

イ　施設利用における負担のあり方

公の施設は、基本的に公平性を保つために受益に応じた使用料制度をとっています。利用者の便益に応じた負担となっているものもありますが、大半が税で賄われ、利用する者の経費を、利用しない者が補完する形になっているものが多い状況です。また抜本的な使用料の見直しがなされていない施設もあります。以上を踏まえ、サービスに見合う負担をして頂き、公の施設運営における受益者負担の適正化を図る必要があります。「同一サービスにおける同一負担」「受益に応じた負担の確保」「住民に分かりやすい料金設定」を原則として、施設の性格に基づく公的負担の基準を設定し、住民の理解を得ながら見直しを行います。

５　特別会計の繰出金の抑制

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計では、加入者の増加や高齢化の進展などにより、繰出金が年々増加しています。

今後は、健康寿命延伸の取り組みなどによる疾病の予防、介護の予防に重点を置いた施策の展開による医療費や介護費の適正化等に取り組み、第４次あさぎり町保健福祉総合計画に策定されている「あさぎり健康２１計画・食育推進計画」など具体的なプランの活用や介護予防事業の充実、スマートウェルネスシティ※事業の推進を図ることで、一般会計からの繰出しの抑制に努めます。

また、水道事業特別会計及び下水道事業特別会計は、受益者負担による独立採算※が原

則ですが、住民生活に直結したライフライン※を整備するという観点から、水道事業特別会計及び下水道事業特別会計については、一般会計からの繰出しが行われています。

水道事業の運営方針は、住民に安定した水を供給することであり、経営面では「サービス水準の向上と経営基盤の強化」、施設整備面では「計画的、効果的な整備と高水準化」に努める必要があります。令和３年度に経営戦略を策定し、効率的な施設・設備への見直しや、水道料金の見直しを検討しながら、繰出金の抑制に繋げていきます。

下水道事業特別会計は、住民の生活環境の改善と併せて公共用水域の水質保全のため整備を行っており、流域下水道処理施設整備やこれまでの事業の起債償還が残存しています。下水道事業についても令和３年度に経営戦略を策定し、長期的な均衡ある経営計画により、下水道使用料の見直しも検討しながら、一般会計からの繰出金の抑制に努めます。

表 3 **「財政構造の改革」見直し目標**

取組事項	取組みの概要	見直し目標
維持管理コストの見直し	公共施設の改修時には、省エネタイプの施設照明設備への変更を行います。また、公共施設個別施設計画に基づいた除却を着実に実行することにより、維持管理経費を縮減していきます。	３百万
町税等の徴収率の向上	債権回収対策室の充実等による徴収体制の強化により町税等の徴収率の向上を図ります。	２百万
新たな財源の確保	公共施設に民間企業の広告掲載、ふるさと寄附金収入のさらなる確保、企業版ふるさと納税の導入などにより、新たな財源の確保を図ります。	１３３百万
未利用財産等の売却	利活用の見込めない土地等の売却促進を図り、不要となった物品の売却を進めます。	５百万
特別会計の繰出金の抑制	健康寿命延伸の取り組みによる医療費や介護費の適正化、経営戦略の策定により、繰出金の抑制に努めます。	１４１百万

第５節　事務事業の改革

１　一般事務経費等の見直し

（１）事務事業の見直しと一般事務経費等の見直し

国や県からの権限移譲により、町が担うべき事務業務が増加していくことが見込まれる中、新たに生じる行政課題や多様化する住民ニーズ※に対し、迅速かつ的確に応えていくため、引き続き事務事業評価に取り組むとともに、健康政策への人工知能（AI）※による住民の健康情報の活用や、事業のスクラップルールを制定し、町が実施すべき事務事業を明確にし、事業の再編、整理、廃止、統合や事務の改善などに取り組みます。

電力自由化などによる公共施設における光熱水費の削減に引き続き取り組み、メールの活用等による郵送料や通信費の削減、公用車のエコカーや電気自動車の導入により燃料費等の削減、公用車の更新基準の見直しによる更新費用の削減を図ります。

その他、タブレットやノートパソコン等を活用したペーパーレス化を進め、会議資料等の両面印刷の徹底、発行物作成に係る内容・部数の見直しなどによる印刷経費の削減に取り組みます。

（２）デジタル化（ICT 化）の推進による業務の効率化

チャットボット、AI－OCR、RPA などの活用を検討し、デジタル化による業務の効率化を図ります。また、ガバメントクラウド（基幹系業務システムの標準化）の活用を早期に検討し、導入による情報システム経費の削減を図ります。

（３）公共施設の管理一元化

公共施設の維持管理の効率化を図るため、管理一元化（包括管理）の導入を検討します。

（４）入札・契約制度の見直し

公共事業に係る入札・契約手続とその運用について、より透明性・公平性の確保に努めるとともに、性能発注方式※導入の検討など一層の改善・改革に取り組んでいきます。

契約事務の透明性や業務効率化・コスト縮減を目的とした電子入札を導入し、公正性や競争性を高めます。

２　外部委託の検討・再検証

（１）　民間委託等の推進

民間と競合する事務事業や、民間の高度な専門的知識の活用による効率化が図れる業務については、費用対効果を勘案しながら民間委託を推進します。

行財政の効率化や住民サービスの向上の視点から、民間が行った方が効率的・効果的なものや、高度の知識、技術等を要するものについては、行政責任の確保に留意しながら、民間委託や住民による業務参加など、アウトソーシングの取組みの推進について積極的に検討します。

検討に当たっては、外部委託によるコストの低減、専門的な技術・知識の活用、サービスの迅速化・効率化等の視点を重視しながら進めるとともに、競争原理の導入な

ど多様な委託先の選定等について検討します。

また、公共施設等がこれまで担ってきた役割と現在のニーズ※及び社会環境の変化を踏まえ、他自治体において民間移行の実績があり、より効率的で柔軟なサービス提供が期待できる施設については、利用者へ配慮しながら民間譲渡の可能性を検討していきます。

（２）　外部委託の再検証

現在、外部委託を行っている事務事業については、以下の４つの点に留意しながら経費削減と合理化を進め、費用対効果が低い業務については、見直しを検討します。

①慣行的かつ継続的な業務に係る契約方法の見直し（競争入札等の検討等）

②委託業務内容の精査（委託仕様書等の精査）

③外郭団体等への業務委託の見直し・検討

④施設管理等に係る地元自治会、各種団体等への委託の推進（委託先の多様化）

３　補助金・負担金、扶助費※等の見直し

（１）補助金等の見直し

補助金等については、その必要性や成果を考慮し、実効性、効率性の向上に努め、適正化を図ります。

＜補助金・負担金の見直しの方向＞

町が支出している補助金・負担金は当初予算で１０億円を超え、また、これらの主体、目的等も多種多様となっています。さらに、合併に伴い整理が不十分であるものや、毎年継続的に支出されているものもあります。このため、次の５つの基本的な考え方を踏まえ、補助金・負担金の廃止、終期設定、削減及び改善を図ることとします。

ア　現在の社会経済情勢のもとでの補助・負担が適切かどうか

イ　補助金・負担金がその目的達成のため有効かどうか

ウ　行政と住民との役割分担の観点から補助・負担すべき事業・活動として適切かどうか

エ　補助金・負担金について効率性が図られているかどうか

オ　人吉球磨管内市町村においても同様の補助・負担が実施されているか。また、実施されていれば、その金額の均衡が保たれているかどうか

上記で示したア～オの５つの基本的な考え方を踏まえながら、補助金の性質等に着目して分類した類型ごとに、補助率の上限設定や方針等の見直しを検討していきます。

また、見直しに当たっては、事業効果・緊急性・公平性等の検証を厳格に行うとともに、町単独補助金や国・県の基準を超える上乗せ補助金※については、補助金の目的等を踏まえつつ、廃止や補助率引下げ等を検討していきます。

【補助金の主な類型】

①行政の代替性が強い行政補完型の補助金（社会福祉協議会運営費補助金等）

②住民の自主的な活動に対する自主活動型の補助金（各種団体への補助金等）

③イベント等の随時型の補助金（各種まつり補助金等）

④町が要綱等を定め奨励・推進する奨励推進型の補助金（各種農業関係補助金等）

（２）補助金交付基準の見直し

「補助金交付基準（平成１８年度策定)」については、合併時に整理が不十分であるものや、毎年継続的に支出されているもの、本来補助金ではなく自己資金にて負担すべきと考えられる経費についても補助対象として交付されている等の事例も見受けられました。このため、補助金のあり方を抜本的に見直し、「住民と行政との協働※によるまちづくり」を前提とした、新たな補助金制度へと再構築する必要があったことから、策定しています。

毎年、交付の適否及び額について、あさぎり町補助金等審議会に審議いただいていますが、補助金交付基準と補助金額にかい離が生じているとの意見があったことから、公益性・適格性を確保し、補助金のさらなる効果的・効率的な執行を図るため、補助金交付基準の見直しを検討します。

（３）負担金の見直し

国・県及び球磨人吉管内市町村等が主催している協議会等は、その目的や効果等が発揮されているかどうか等を十分に検討したうえで、事業効果が低いものについては退会等を検討するとともに、決算書や活動報告書を精査し、周辺市町村と協力しながら事業内容の見直し等による削減を図ります。

また、人吉球磨広域行政組合、上球磨消防組合、公立多良木病院等の一部事務組合負担金については、構成市町村等との協力のもと、将来の財政負担等の見通しを踏まえた事務事業の見直し等による負担金の抑制に努めます。

（４）扶助費※の見直し

現在、町では国や県と連携して、さまざまな福祉サービスを実施していますが、一般財源※による負担も年々増大してきており、今後の少子高齢化の進行やサービスの多様化等を踏まえ、保護者の収入安定確保の取り組みや、農業と福祉が連携した事業の推進など、既存サービスの再構築を行う必要があります。

国や県の支出金を伴う事業については、事業の効果、必要性等を検討したうえで、町として優先的に取り組むべき事業の選択を行います。また、国・県の基準等を参考とした所得制限の設定や受益者負担の適正化の検討を行うとともに、町単独サービス、上乗せサービス※等の見直しを進めていきます。

４　投資的経費※の見直しと新たな評価制度の検討・活用

（１）投資的経費※の見直し

事業の目的、内容及び必要性等の精査を行い、取り組むべき事業の取捨選択及び優先順位の明確化を図ります。また、着手時期の平準化や事業規模の縮小、性能発注方式※の導入等による事務に係るコスト削減等に取り組むとともに、有利な町債※を活用しつつ、発行額の調整に努めます。

なお、取り組むべき事業の選択に当たっては、総合計画に掲げられた内容等を参考に、事業の緊急性（公共施設等の安全性や耐震性を含む)、投資効果等を十分に検討したうえで、国・県の補助事業など財源負担の少ない事業を優先することとし、町単独事業についてはできる限りその抑制に努めます。

（２）施策評価制度の導入検討と活用

これまでの事務事業評価については一定の成果（事務事業の見直し、職員の意識改革）が見られました。事務事業のモニタリングは継続しつつ、新たな手法として、施策を構成する事業の優先度や方向性を明らかにしていく「施策評価」へシフトしていきます。第２次総合計画期間中であることから、後期基本計画の最終年までに施策評価実施の導入を検討していきます。

５　町有財産の有効活用と効率的な管理体制の構築

公共施設マネジメントの着実な実行と公共施設等総合管理計画の見直し

施設の老朽化の進行が、維持管理経費が財政を圧迫する要因となっています。公共施設の全体を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを行い、効率的な施設管理を実現するため、公共施設等総合管理計画および公共施設個別施設計画を策定しています。この計画に基づく公共施設マネジメントを着実に実行することにより、計画的かつ効率的な修繕、維持補修を行い、施設の再編及び適正化、有効活用を図ります。

また、現行の公共施設等総合管理計画については、令和２年度に公共施設個別施設計画を策定したことから、その内容を反映した見直しを令和３年度に行います。

表４**「事務事業の改革」見直し目標**

取組事項	取組みの概要	見直し目標
事務事業の見直し	町が実施しなければならない事務事業を明確にし、事業の再編、整理、廃止、統合や事務の改善などに取り組みます。	１百万
一般事務経費等の見直し	水道光熱費、消耗品費、使用料、郵送料等の一般事務経費の削減を図ります。	３０百万
外部委託内容等の見直し	行政と民間の役割分担の在り方を見直し、委託内容の見直しを進めます。	１百万
補助金等の見直し	各種団体の事業内容等の精査等を行うなどし、補助交付団体や補助金等の額の見直しを進めるとともに、人吉球磨管内市町村の補助の有無、補助金額等を調査し、事業の効果及び必要性等を十分検討したうえで、町が補助すべき事業の選択等による見直しを行います。	２１百万

第５章　行財政改革推進による町の展望

第１節　行財政改革の推進による町の展望

第２章では、行財政改革に係る基本的な考え方を示し、第３章では行財政改革に向けた具体的な取組みについて定めました。ここでは、行財政改革の推進により、今後、町が重点的に取り組む事項と町の将来展望について明らかにします。

行財政改革では、「住民の視点」、「選択と集中」、「経営感覚の導入」という３つの視点を掲げています。町が実施しているさまざまな施策については、「あさぎり町総合計画」において基本的な考え方が示されていますが、行財政改革の趣旨に基づきこれらの優先順位を明確化する必要があります。そこで、行財政改革の取組みの一つである施策精選型行政システムへの転換をさらに図るため、総合計画で示した３つの基本目標に沿って重点的に人や財源等を投入し、実効性を高めていくこととします。

また、総合計画の基本目標と併せて、まちづくりへの住民参画促進や効果的かつ効率的な施策の展開を図ることにより町が掲げる将来像の実現を図ることとします。

行財政改革は、単に財源や人を生み出して終わるのではなく、その生み出した経営資源を未来のために投資を行い、まちの成長につなげることではじめて成果といえるものです。「改革と成長の好循環」をめざし、未来に直面することが想定される危機を乗り越え、持続的に発展できるまちへ成長するため、本計画に基づいた改革に積極的に取り組んでまいります。

●第２次あさぎり町総合計画　後期基本計画の施策体系図

まちの将来像

若いまち　豊かなまち　そして、幸せ感じる「あさぎり町」

まちづくりの基本姿勢

≪支え合い≫　**≪協　働≫**　**≪効率的な行財政運営≫**

⇩

３つの基本目標

幸せ感じる就業空間の構築
- ゆとりと魅力ある農業・農村をめざして
- 豊かな森林資源の活用
- 快適な商工業環境の創出

幸せ感じる生活空間の構築
- 高度な健康福祉社会の構築
- 快適な生活環境づくり

幸せ感じる交流空間の構築
- 新しい時代を担う人づくりと生涯学習環境の充実
- 交流と連携による地域づくり

７つの分野別施策

第２節　財政収支計画のまとめ

ここでは、行財政改革の推進に向けた財政の指標を明確化するため、前章までの取組みによる収支改善額を表５の通り示すこととします。

令和２年度までの第３次行財政改革プラン期間中の財政収支は、これまでの行財政改革の取り組みの効果もあり、想定されていた赤字を回避できたものの、令和３年度から財源不足となり、令和５年度の実質単年度収支※は、約２億４千万円を超える赤字が見込まれます。

前項で説明したように、町が重点的に取組む事業を実施していくためには、長期的な財政の安定がなければなしえません。今回のプラン策定に当たっては、上記の次年度以降の財源不足に対処するために、プランに掲げた取り組みを実践することにより、収支改善目標額を約３億５千万円とします。

また、この期間中にこれまで積み立てた基金※の取り崩しは行うものの、財政運営の年度間調整を図ることとします。

なお、別表１の財政計画については、現時点で想定される制度等に基づき作成したもので、行財政改革プランの推進状況等を踏まえながら、適切な見直しを行うこととします。

表５　行財政改革プランの推進による収支改善額　　単位：千円

区分		R3 年度	R4 年度	R5 年度	合計
実質単年度収支※ ①		△189,007	△143,138	△240,307	△572,452
収支改善額 ②		70,226	123,483	160,563	354,272
	人の改革	△399	601	1,101	1,303
	組織の改革	△369	6,863	6,863	13,357
	財政構造の改革	56,271	95,728	133,308	285,307
	事務事業の改革	14,723	20,291	19,291	54,305
収支改善後 実質単年度収支※ ①+②		△118,781	△19,655	△79,744	△218,180

第４次行財政改革プラン　別表１

財政計画（一般会計）

１　収支の年度別推移　（単位：千円）

年　度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
歳入　Ａ	12,463,283	11,515,775	11,497,884	10,845,147	10,773,994	10,661,864
歳出　Ｂ	12,163,283	11,215,775	11,197,884	10,545,147	10,473,994	10,361,864
形式収支　Ｃ　＝Ａ－Ｂ	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
内翌年度へ繰越すべき財源　Ｄ	0	0	0	0	0	0
実質収支　Ｅ　＝Ｃ－Ｄ	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
単年度収支(※)	▲ 396,144	0	0	0	0	0
実質単年度収支(※)	▲ 118,781	▲ 19,655	▲ 79,744	▲ 57,970	▲ 60,310	▲ 17,000

２　歳入の年度別推移

年　度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地方税	1,191,863	1,181,060	1,170,787	1,147,188	1,136,539	1,128,663
地方譲与税	130,248	130,248	130,248	130,248	130,248	130,248
税交付金等	328,418	328,418	328,418	328,418	328,418	328,418
普通交付税(※)	4,376,971	4,378,895	4,350,160	4,375,216	4,391,779	4,396,863
特別交付税	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
分担金・負担金	31,401	31,401	31,401	31,401	31,401	31,401
使用料	96,768	96,768	96,768	96,768	96,768	96,768
手数料	9,766	9,766	9,766	9,766	9,766	9,766
国庫支出金	1,878,203	1,313,752	1,161,362	1,218,341	1,228,100	1,176,442
県支出金	1,175,590	1,161,439	1,161,269	1,161,123	1,160,999	1,160,885
財産収入	125,059	124,927	124,874	121,645	118,746	117,725
寄附金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
繰入金	413,965	483,085	543,715	520,017	520,514	476,669
繰越金	804,915	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
諸収入	97,916	97,916	97,916	97,916	97,916	97,916
町債(※)	1,402,200	1,478,100	1,591,200	907,100	822,800	810,100
歳入合計	12,463,283	11,515,775	11,497,884	10,845,147	10,773,994	10,661,864

３　歳出（性質別）の年度別推移

年　度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
人件費	1,722,455	1,709,673	1,702,183	1,693,200	1,699,173	1,683,396
扶助費(※)	2,014,393	2,006,582	2,003,269	2,000,002	1,996,900	1,993,984
公債費(※)	1,258,634	1,240,227	1,190,256	1,179,343	1,190,557	1,190,994
物件費	1,159,033	1,159,033	1,135,443	1,135,443	1,135,443	1,135,443
維持補修費	108,922	110,008	111,105	112,211	113,328	115,591
補助費等	1,979,819	1,769,314	1,763,251	1,776,028	1,784,272	1,775,634
繰出金	709,740	713,563	717,093	726,653	724,740	728,269
積立金	568,628	370,424	370,371	367,142	364,243	363,222
投資及び出資金・貸付金	152,432	152,432	152,432	152,432	152,432	152,432
投資的経費(※)	2,489,227	1,984,519	2,052,481	1,402,693	1,312,906	1,222,899
歳出合計	12,163,283	11,215,775	11,197,884	10,545,147	10,473,994	10,361,864

４　基金(※)の年度別推移

年　度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
財政調整基金（※）	取崩額	83,965	183,085	243,715	220,017	220,514	176,669
	積立額	361,328	163,430	163,971	162,047	160,204	159,669
	年度末残高	5,915,142	5,895,487	5,815,743	5,757,773	5,697,463	5,680,463
まちづくり基金	取崩額	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	積立額	4,099	3,826	3,566	2,697	1,947	1,505
	年度末残高	1,547,542	1,351,368	1,154,934	957,631	759,578	561,083

第３節　計画の推進について

１　あさぎり町行財政改革推進本部

この計画の着実な推進を図るため、町長を本部長とする「行財政改革推進本部」において、毎年度、この計画に掲げた全ての取組みを点検・進行管理するとともに、効果実績の検証を行い、必要に応じて取り組み内容の修正等を行うこととします。また、国における地方自治制度や地方財政制度の改正等の状況を踏まえつつ、プログラムや財政計画等について適切な対応を行っていくこととしています。

（１）本部会議

町長、副町長、教育長、各課長及び局長、会計管理者により組織し、次の事項を所掌します。

・第４次行財政改革プランの策定及び実施に関すること。

・その他行財政改革にかかる重要事項に関すること。

（２）幹事会議

本部長が指名した各課員により構成し、次の事項を所掌します。

・本部の会議に付すべき議案を検討及び調整する。

本部から付託された事項及び自らが改革すべき事項について調査検討を行います。

（３）部会

本部に部会を置くことができる。

・本部の所掌する事務のうち専門的事項を処理する。審議結果を本部長に報告するとともに、実施事項についてはあらかじめ本部長の指示を受けるものとする。

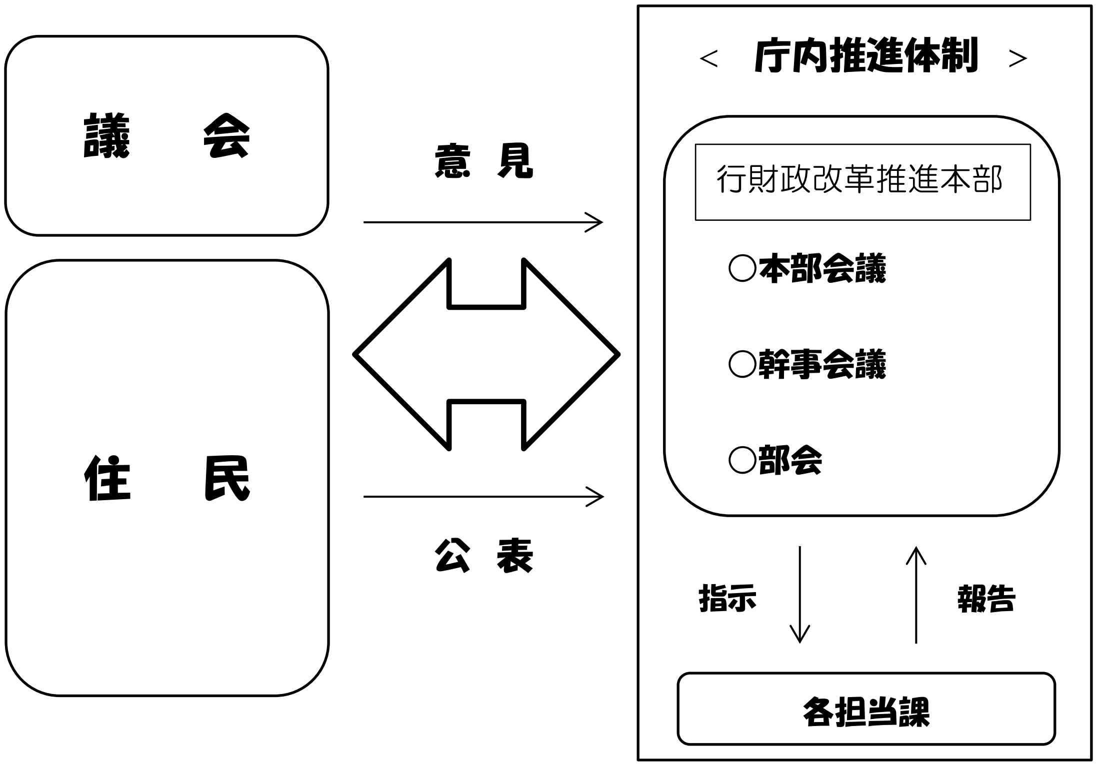

２　公表による住民参加

計画推進のためには、全職員が心を一つにして取り組むことが重要であると同時に、特に住民や関係団体等の理解と協力が必要不可欠となっています。

このため、広報紙やホームページ等において計画の内容や進ちょく状況について積極的な情報提供に努めるとともに、広く住民の方々に意見を求め、それに対する町の考え等についてもできる限り公表していくこととします。

第6章　第4次行財政改革プラン行動計画

※「実施の見通し」欄の記号は、「△検討・準備等」「○改革の一部実施」「◎改革の実施」「⇒改革の継続」を表しています。

番号	推進項目	取組み項目	取組みの内容	令和2年度状況	実施の見通し 令和3年度	令和4年度	令和5年度	所管課
1	町政運営指針の改革	行政情報の住民との共有化を推進	町政の状況を迅速かつ的確に提供するため、広報誌・ホームページの内容充実を図ります。また、個人情報の保護に留意しつつ、情報公開制度の適正な運用により、公正で透明性の高い町政を推進します。	⇒	○	⇒	⇒	総務課 企画政策課
2		ホームページの充実、Twitter、LINE等を活用した町からの情報発信	ホームページについては、トップページのレイアウトを工夫したり、必要な情報に素早くアクセスできるように整理を行い、翻訳機能による外国人への対応など、誰でも簡単にわかりやすく情報を得ることができるよう改善を行います。 また、TwitterやLINEを活用してホームページへのアクセスを促すなどの取り組みも併せて行います。 ホームページだけでなく、SNS（Twitter、LINE等）等を活用して情報発信を行い、ホームページへの導入を促します。	△	○	○	○	企画政策課
3		緊急情報配信サービスの活用、防災ラジオ、メール配信、あさぎりナビの効果的運用	いつでもどこでも最新の情報が入手できる携帯電話等のメリットを生かすため、住民が必要とする緊急情報のニーズ(※)を的確に把握し、「あさぎりナビ」を新たな情報発信ツールに加え、効果的な情報発信形態の確立を図ります。 また、より多くのサービス利用者を獲得するため、制度のＰＲを進め、サービスメニューの充実、防災ラジオの運用を補う手法を効果的に運用していきます。	○	△	○	⇒	総務課 企画政策課
4		各種審議会等の情報公開の推進	行政の透明化を図るため、住民や有識者で構成される各種審議会等の会議については、傍聴できる会議の開催案内や会議録の公開など、積極的な情報公開に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	議会事務局 総務課 企画政策課 財政課 会計課 税務課 町民課 生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 農業委員会 農林振興課 商工観光課 建設課 上下水道課 教育課
5		パブリック・コメント(※)やワークショップ(※)の活用	町の各種計画は町民の生活等に深くかかわるものであることから、計画書策定に町民の意見を反映させるため、パブリック・コメント(※)を引き続き活用し、ワークショップ(※)形式による話し合いの導入に努めます。	⇒	△	○	△	企画政策課
6		デジタル化の推進による住民サービスの向上	行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、各種証明書のコンビニ交付、行政手続きのオンライン化など人にやさしいデジタル化に取り組み、住民の利便性向上を図ります。	△	○	△	○	企画政策課 町民課
7		押印廃止による住民サービスの向上	行政手続きにおける押印を見直すことにより、住民負担を軽減し、利便性の向上を図ります。	△	◎	⇒	⇒	総務課
8		デマンド交通事業の充実	運行時間の変更など、買い物や通院などにさらに利用しやすい交通体系へ見直しを行います。	△	○	⇒	⇒	生活福祉課
9		子ども医療費補助の事務簡略化	保護者の病気予防の意識を高め、適切な受診と医療費の抑制をめざすために償還払い申請を継続し、申請については保護者の利便性向上を図ります。	○	◎	⇒	⇒	生活福祉課

※「実施の見通し」欄の記号は、「△検討・準備等」「○改革の一部実施」「◎改革の実施」「⇒改革の継続」を表しています。

番号	推進項目	取組み項目	取組みの内容	令和2年度状況	実施の見通し 令和3年度	令和4年度	令和5年度	所管課
10	町政運営指針の改革	情報化専門職員の育成	自治体ＤＸを進める上で、中心的な役割を担う職員を発掘し、専門研修等の受講により育成を図ります。また、住民に信頼されるデジタル化の実現に必要な情報セキュリティ対策を確立するため、全職員に地方創生人材支援制度を活用したデジタル人材による研修会を実施します。さらに、地方公共団体情報システム機構のセミナー（CYDER研修）への派遣やｅラーニング「情報セキュリティ研修」を受講し、住民に信頼される電子自治体の実現に必要な情報セキュリティ対策を図ります。	△	○	○	⇒	企画政策課
11	町政運営指針の改革	まちづくりへの住民参加の推進	行政区や各団体が独自に取り組む活動を支援するため、まちづくり支援事業を引き続き推進します。 また、住民等のボランティア活動への関心を高めるため、行政区や各種団体、企業等との協働による美化パートナープログラム(※)、環境整備資材等支給事業の更なる推進に努めます。 さらに、ご近所支え合いネットワークの設置拡大に取り組み、高齢者など地域で孤立しがちな方を地域で支える環境づくりをめざします。 そのほか、積極的に地域おこし協力隊を採用し、地域福祉分野や営農活動に参加するなど、地域への新たな人の流れを創出することにより、地域の活性化を図ります。さらに、地域おこし協力隊としての任期終了後も町が設立をめざす一般財団法人に協力隊を採用するなど、継続的に採用することにより、地域外の人材との継続的かつ複層的なネットワークづくりに取り組み、地域の持続的発展をめざします。	○	△	△	○	企画政策課 高齢福祉課健康推進課 建設課
12	町政運営指針の改革	地域リーダーの育成	まちづくり支援事業を活用していただき、行政区や各団体が独自に取り組む活動を支援し、地域リーダーの育成を図ります。 また、行政区において人口減少が著しい地区においては、小さな拠点づくりとして区長をリーダーとした支えあいの体制づくりを関係課と協議しながら取り組みます。	⇒	△	○	◎	企画政策課
13	町政運営指針の改革	男女が共に活躍できる環境づくり	令和３年度に「第３次あさぎり町男女共同参画基本計画」を策定する。基本計画に基づき事業を推進することにより、男女が共に活躍できる環境整備を進めていきます。	⇒	◎	⇒	⇒	企画政策課
14	町政運営指針の改革	町政への女性参画の促進	女性の視点・意見を町制へ反映させるため、全庁的な取り組みとして、各種審議会等への女性委員の登用を促進していきます。	⇒	△	○	⇒	企画政策課
15	人の改革	研修制度の充実	職員の能力発揮と人材育成を図るため、職責や職務に応じた研修を実施するとともに、幅広い視野と時代の変化に対応できる能力を育むため、研修機会の充実に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
16	人の改革	人事評価制度の拡充	目標管理の手法を用いて、主体的に課題に取り組む人材の育成と職員の意識改革を促すため、引き続き人事評価制度を推進し制度の改良に努め、その結果の活用を図っていきます。	△	○	⇒	⇒	総務課
17	人の改革	職員給与の見直し	引き続き、国、県との均衡を考慮し適正な水準の維持に努め、職員の勤務意欲・士気の高揚を図ります。	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
18	人の改革	働き方改革の推進	働き方改革に取組み、働きやすい職場環境を整備することで仕事の効率を上げ、長時間労働を解消していきます。 さらに、職員の適正配置や人事管理の徹底、デジタル化による事務の効率化により、時間外勤務の適正化を図ります。 また、職員の副業（地域貢献活動）制度を導入することにより、知見を広げるとともに、地域産業の人手不足解消に繋げます。	⇒	○	△	⇒	総務課

※「実施の見通し」欄の記号は、「△検討・準備等」「○改革の一部実施」「◎改革の実施」「⇒改革の継続」を表しています。

番号	推進項目	取組み項目	取組みの内容	令和2年度状況	実施の見通し			所管課
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
19	人の改革	会計年度任用職員等の報酬等の見直し	引き続き県（県人事委員会勧告）や周辺市町村との均衡等に配慮しながら、常勤職員の給与改定に伴い、毎年度、報酬、賃金等の見直しを図ります。	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
20	組織の改革	組織機構の改革	本町を取り巻く社会経済情勢の変化や多様化する住民ニーズ(※)に迅速に対応できる「簡素で効率的な組織」の構築をめざし、組織・機構の最適化を推進していきます。	⇒	○	⇒	⇒	総務課
21		定員管理計画の着実な推進	今後増加が見込まれる退職者に対して、再任用職員の任用や一定数の新規採用職員を確保しながら、目標職員数の達成を目指します。 また、定員適正化と併せて、事務の効率化、人材の育成、臨機応変な組織体制の確保に取り組み、より充実した住民サービスの提供と、スマートで効率的な行政体制の構築を目指します。	○	⇒	⇒	○	総務課
22		再任用職員の活用	職員として長年培った専門的知識や経験を生かし、効率的で質の高い行財政運営を展開していくため、再任用制度の活用を図ります。	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
23		行政区の再編	地域コミュニティを残しつつ集落機能を維持するために、行政区の再編を図ります。	△	◎	⇒	⇒	総務課
24		消防団の再編	行政区再編の動向を踏まえながら、消防団の再編を進め、詰所や積載車等の統廃合を実施します。	△	◎	⇒	⇒	総務課
25		自主防災組織の充実	自助・共助・公助が機能する安心・安全なまちづくりをめざし、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の充実に向けた啓発活動や補助制度を活用した防災活動の推進に努めていきます。	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
26		大規模災害時における応援・支援協定の締結	災害が発生又は発生する恐れがある場合における物資の緊急輸送に必要な物資受入・搬送拠点、運営その他の業務について、町内の事業者と支援協定を締結します。	△	○	⇒	○	総務課
27		会計年度任用職員等の任用の見直し	行政組織の見直しを踏まえ、任用の必要性や民間委託等の検討を進めます。また、業務委託（人材派遣による雇用を含む。）についても効率化を図り、業務負担が多い部署への的確な配置運用に努めます。	○	⇒	○	⇒	総務課
28		(社)あさぎり町社会福祉協議会運営の適正化	地域福祉活動計画や自主事業等の更なる見直しを進め、引き続き組織改革の助言・支援を行います。また、町からの職員派遣を継続し、連携の強化を図ります。	△	○	⇒	⇒	生活福祉課
29		(有)あさぎり町ふるさと振興社の新たな事業展開による経営強化	さらなる経営強化と地域経済の創出を図るため、地域づくり推進機構の設立に向けた取り組みを行います。有限会社から一般財団法人へ法人形態を変更し、地域商社として地域資源を生かしたビジネスを展開していきます。	△	△	◎	△	企画政策課 商工観光課 農林振興課

※「実施の見通し」欄の記号は、「△検討・準備等」「○改革の一部実施」「◎改革の実施」「⇒改革の継続」を表しています。

番号	推進項目	取組み項目	取組みの内容	令和2年度状況	実施の見通し			所管課
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
30	財政構造の改革	維持管理コストの見直し	防犯灯や庁舎等の公共施設の改修時には、省エネタイプの施設照明設備への変更を行い、維持管理経費の削減を図ります。 また、公共施設管理計画及び公共施設個別施設計画に基づいた除却を着実に実行することにより、維持管理経費を縮減していきます。	⇒	○	⇒	⇒	議会事務局 総務課 企画政策課 財政課 会計課 税務課 町民課 生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 農業委員会 農林振興課 商工観光課 建設課 上下水道課 教育課
31		将来的な財政負担の軽減につながる事業の推進	◆医療費抑制の取り組み 病気の予防や早期発見、重症化予防のために健診受診勧奨や受診体制の検討を行い、さらにスマートウェルネスシティ(※)事業を推進することにより、医療費抑制を図ります。 ◆介護予防の取り組み 地域の高齢者が、公民館等に定期的に集まり、筋力ＵＰ体操を行うことで閉じこもり防止をはじめ、体力の維持向上などの介護予防に取り組みます。 ◆在宅医療・介護連携 球磨圏域での在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制を構築するため、医師会に一部委託し、他町村と連携した取り組みを行います。	○	⇒	⇒	⇒	高齢福祉課 健康推進課
32		予算編成の改革	限られた財源を有効に活用し、多様化する町民ニーズ(※)に的確に対応していくため、予算編成のあり方を見直し、ＰＤＣＡサイクルと連動した、より効率的な予算編成の仕組みを構築していきます。	△	◎	⇒	⇒	財政課
33		財政指標の適正管理	限られた財源を重点的・効率的に配分しつつ、歳出規模の増大を抑えるとともに、基金(※)の運用、公債費(※)残高の抑制に努め、健全財政の維持に向けて財政指標の適正管理に取り組みます。	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課
34		納付機会の拡大	住民サービスの向上及び税等の納付機会の拡大のため、新たにコンビニエンスストア納付、スマートフォン決済、クレジットカード決済等の納付方法の導入を検討します。	△	△	△	△	税務課 健康推進課 農林振興課 建設課 上下水道課
35		債権回収対策室の充実による未収金対策の強化	町税滞納額の圧縮を図るため、引き続き滞納者の差押財産（不動産等）の公売を実施します。 私債権を含む未収金の徴収対策として、債権回収対策会議等により支払督促の徹底、少額訴訟等の導入を検討し、私債権の収入確保の徹底を図り、収納率の向上を目指します。	◎	⇒	⇒	⇒	税務課 健康推進課 上下水道課 農林振興課 建設課
36		新たな財源の確保	町の広報誌やホームページ、公共施設などの資産に民間企業等の広告を掲載し、自主財源(※)の確保と経費の節減を図ります。 また、ふるさと寄附金収入のさらなる確保、企業版ふるさと納税の新設などにより、新たな財源の確保を図ります。	⇒	○	△	○	企画政策課 財政課
37		未利用財産等の売却促進	利活用の見込めない土地および建物等の売却促進を図ります。また、不用となった物品の売却を進めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課
38		借地の解消	将来にわたり財政の負担となる借地については、真に必要な借地かどうかを見極めながら、購入、返還等により借地の解消に努めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課

※「実施の見通し」欄の記号は、「△検討・準備等」「○改革の一部実施」「◎改革の実施」「⇒改革の継続」を表しています。

番号	推進項目	取組み項目	取組みの内容	令和2年度状況	実施の見通し			所管課
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
39	財政構造の改革	各種使用料、手数料等の適正化	公共施設等使用料、運動施設等の使用料や各種手続、証明書発行手数料等について、人吉球磨管内市町村の使用料や手数料等を調査し、適正な見直しを検討します。	○	○	○	△	総務課 財政課 税務課 町民課 生活福祉課 高齢福祉課 農業委員会 農林振興課 商工観光課 健康推進課 建設課 教育課
40	財政構造の改革	水道料・下水道使用料等の見直し	今後、町の財政状況が厳しくなることを見据え、事業の継続性（住民サービスを安定的に提供すること）を目的に料金体系の在り方を見直します。	△	△	△	△	上下水道課
41	財政構造の改革	特別会計への繰出金の抑制	特別会計の財務状況を踏まえ、一般会計からの繰出しを抑制します。	△	○	⇒	⇒	高齢福祉課 健康推進課 上下水道課
42	事務事業の改革	事務事業の見直し	事務事業の見直しを行い、事務の合理化・効率化に取組みます。	△	○	△	○	議会事務局 総務課 企画政策課 財政課 会計課 税務課 町民課 生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 農業委員会 農林振興課 商工観光課 建設課 上下水道課 教育課
43	事務事業の改革	公用車の集中管理	公用車の集中管理を引き続き実施し、利用状況等を精査し、公用車の削減を図ります。また、車両更新時は、ハイブリッド・電気自動車等の導入等を促進し、車両更新基準を見直すことにより経費の削減を図ります。	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課 財政課
44	事務事業の改革	ペーパーレス化への取り組み	議会等における議案や説明資料、課長会、予算査定については、タブレットを利用したペーパーレス化を図っていますが、その他の業務についてもタブレット、ノート型パソコンの活用によるペーパーレス化を検討し、実践できるものから取組を進めます。	△	△	○	⇒	企画政策課
45	事務事業の改革	教育委員会の第三者評価の推進	効率的な教育行政の推進及び住民への説明責任を果たすため、外部評価委員会による教育委員会の主な施策の点検及び評価を実施し、その結果を公表します。また、その結果を踏まえて事務事業を見直します。	⇒	⇒	⇒	⇒	教育課
46	事務事業の改革	一般事務経費の削減	節電・節水に心がけ、リサイクルの推進、公用車のＥＴＣ活用による高速道路料金の削減等により、一般事務経費の削減を図ります。	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
47	事務事業の改革	地方公会計の活用促進	地方公会計の活用促進のため、将来の施設更新必要額の推計や事業別・施設別のセグメント分析など、先進地の事例を参考に公共施設等のマネジメントや予算編成等に活用できる手法の検討を行います。	△	△	△	△	財政課
48	事務事業の改革	デジタル化の推進による業務効率化	デジタル技術や人工知能（AI）(※)等の活用によりさらなる業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げます。	△	△	△	○	企画政策課

※「実施の見通し」欄の記号は、「△検討・準備等」「○改革の一部実施」「◎改革の実施」「⇒改革の継続」を表しています。

番号	推進項目	取組み項目	取組みの内容	令和2年度状況	実施の見通し			所管課
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
49	事務事業の改革	既存利用システムの内容見直し	現在使用中の各課電算システムの事務効率への貢献度を精査し、より安価なものや統合などを検討し、システム利用環境の効率化を図ります。 また、自治体の情報システムの標準化・共通化を推進し、基幹系業務システムについて国の標準仕様に準拠したシステムへの移行を図り、業務の効率化と経費削減に取り組みます。	△	△	○	⇒	企画政策課
50		公共施設の包括管理業務委託の導入検討	複数の公共施設の維持管理に係る保守、点検業務等を包括的に委託することにより、業務水準の向上と効率化等を図るため、包括管理業務委託の導入を検討します。	△	△	△	△	財政課
51		外部委託の推進及び委託内容等の見直し	民間と競合する事務事業や民間の高度な専門的知識を活用した方がより効率化が図れる業務については、費用対効果を勘案しながら民間委託を推進します。 また、既に外部委託を行っている事務事業については、委託業務内容や外郭団体等への委託、費用対効果が低い業務などの見直しを検討します。	⇒	○	○	○	議会事務局 総務課 企画政策課 財政課 会計課 税務課 町民課 生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 農業委員会 農林振興課 商工観光課 建設課 上下水道課 教育課
52		指定管理者制度(※)の充実	指定管理者の募集選定を公平、公正、円滑に進めていくとともに、民間活力を導入してサービスの向上を図るという制度の趣旨を踏まえ、公募による選定を拡大します。また、制度の適正かつ効果的な運用を図るため、運用指針や選定方法の見直しを随時行います。	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課 生活福祉課 農林振興課 商工観光課
53		水道施設維持管理方法の検討	維持管理を一部委託（除草作業、滅菌設備管理など）から包括的民間委託について、令和３年策定の「経営戦略」と連動し、検討します。	△	△	△	△	上下水道課
54		情報基盤施設の運営手法見直しの検討	情報基盤施設がこれまで担ってきた役割と現在のニーズ(※)及び社会環境の変化を踏まえ、民間の高度な専門的知識を活用した方がより効率的で柔軟なサービス提供が可能になる業務については、利用者へ配慮しながら、今後の在り方について検討します。	△	△	△	△	企画政策課
55		救護施設の運営手法見直しの検討	救護施設がこれまで担ってきた役割と現在のニーズ(※)及び社会環境の変化を踏まえ、民間の高度な専門的知識を活用した方がより効率的で柔軟なサービス提供が可能になる業務については、利用者へ配慮しながら、今後の在り方について検討します。	△	△	△	△	生活福祉課
56		町単独補助金（事業費・運営費）の見直しの検討	人吉球磨管内市町村の補助の有無、補助金額等を調査し、事業の効果及び必要性（事業の終期設定も含め）等を十分検討したうえで、取り組むべき事業の選択等による見直しを行います。 また、補助金交付基準の見直しを検討します。	○	△	△	△	議会事務局 総務課 企画政策課 財政課 会計課 税務課 町民課 生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 農林振興課 商工観光課 上下水道課 教育課
57		敬老祝金等の見直し	支給年齢と支給額を含めた抜本的な見直しを検討します。 また、事業目的（高齢者福祉の増進）を達成するため、健康づくりなど、より効果的な施策への転換を図ります。	△	△	△	◎	高齢福祉課

※「実施の見通し」欄の記号は、「△検討・準備等」「○改革の一部実施」「◎改革の実施」「⇒改革の継続」を表しています。

番号	推進項目	取組み項目	取組みの内容	令和2年度状況	実施の見通し			所管課
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
58	事務事業の改革	負担金の見直し	協議会の目的、効果等を精査し、事業効果が低いものについては、退会等を検討します。また、関係市町村と協力しながら、協議会等の活動内容の見直しを進めます。	⇒	⇒	⇒	⇒	議会事務局 総務課 企画政策課 財政課 会計課 税務課 町民課 生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 農業委員会 農林振興課 商工観光課 建設課 上下水道課 教育課
59		扶助費(※)の見直し	事業効果や必要性を検討のうえ、町として取り組むべき事業の選択を行います。また、町単独扶助費(※)や国・県の基準を超えるサービスの見直しを進めます。	○	△	△	○	生活福祉課 高齢福祉課
60		投資的経費(※)の見直し	中長期的な財政計画を踏まえ、公共事業の計画的な事業執行を図ります。また、財政状況の変化等に応じて適宜、個別計画の見直しを行います。	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課
61		行政評価システムの活用（事務事業評価のモニタリング化と施策評価の導入）	事務事業のモニタリングは継続しつつ、新たな手法として、施策を構成する事業の優先度や方向性を明らかにしていく、「施策評価」へシフトしていきます。第2次総合計画期間中であることから、後期基本計画の最終年までに施策評価実施の導入を検討していきます。	△	△	△	△	財政課
62		公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づく公共施設マネジメントの実行促進	公共施設・インフラ(※)施設等の老朽化対策が大きな課題となっていることから、令和２年度に策定した施設類型別の実行計画（個別施設計画）を基に、各施設の計画的かつ効率的な修繕・維持補修を行います。 また、施設の再編及び適正化、有効活用を推進します。	◎	○	△	○	議会事務局 総務課 財政課 健康推進課 農林振興課 建設課 上下水道課 教育課
63		公共施設等総合管理計画改訂版の策定	平成２８年度に策定した「公共施設等総合管理計画」について、総務省からの要請や各公共施設の現況に基づき、令和３年度中に改訂を行い、財政負担の軽減・平準化や、公共施設の最適な配置に取り組みます。	△	◎	⇒	⇒	財政課
64	計画の推進	行財政改革に係る住民への説明と意見の反映	行財政改革に係る説明責任を果たすため、広報紙の活用や説明会の開催等を通して住民への周知を図ります。また、住民からの意見をできる限り計画の実行に反映させます。	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課
65		計画推進状況の公表	ホームページや広報紙、行政座談会等において、改革の進ちょく状況等の情報を積極的に提供します。	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課

【参考資料】　町の財政状況

１　歳入等の状況

円グラフ１は、あさぎり町における令和３年度当初予算の目的別歳入の状況を表したものです。

このうち、町税や使用料などの町が自前で調達できる財源（自主財源※）の割合は全体の２６％となっています。残りの７４％は、地方交付税※や国・県からの支出金や町債※など（依存財源※）で、国の地方財政計画によって財政運営を大きく左右されています。特に、地方交付税※は歳入総額の約半分を占めており、その動向が町独自の施策や行政サービスの提供に大きな影響を与えています。

なお、国・県支出金は、主に福祉や保健などのサービス、公共事業や地場産業の活性化などの特定の目的のために、国や県から町が受け入れる収入です。

町債※は、交付税の振替措置である臨時財政対策債※と、公共事業の実施に必要な建設事業債を借り入れています。これまでは年度内の借入額を償還額以下に抑える取り組みを進めてきましたが、公共施設総合管理計画に基づく事業の推進により、令和５年度までは町債※残高の増加が見込まれます。

※円グラフ１『令和３年度当初予算目的別歳入の状況』

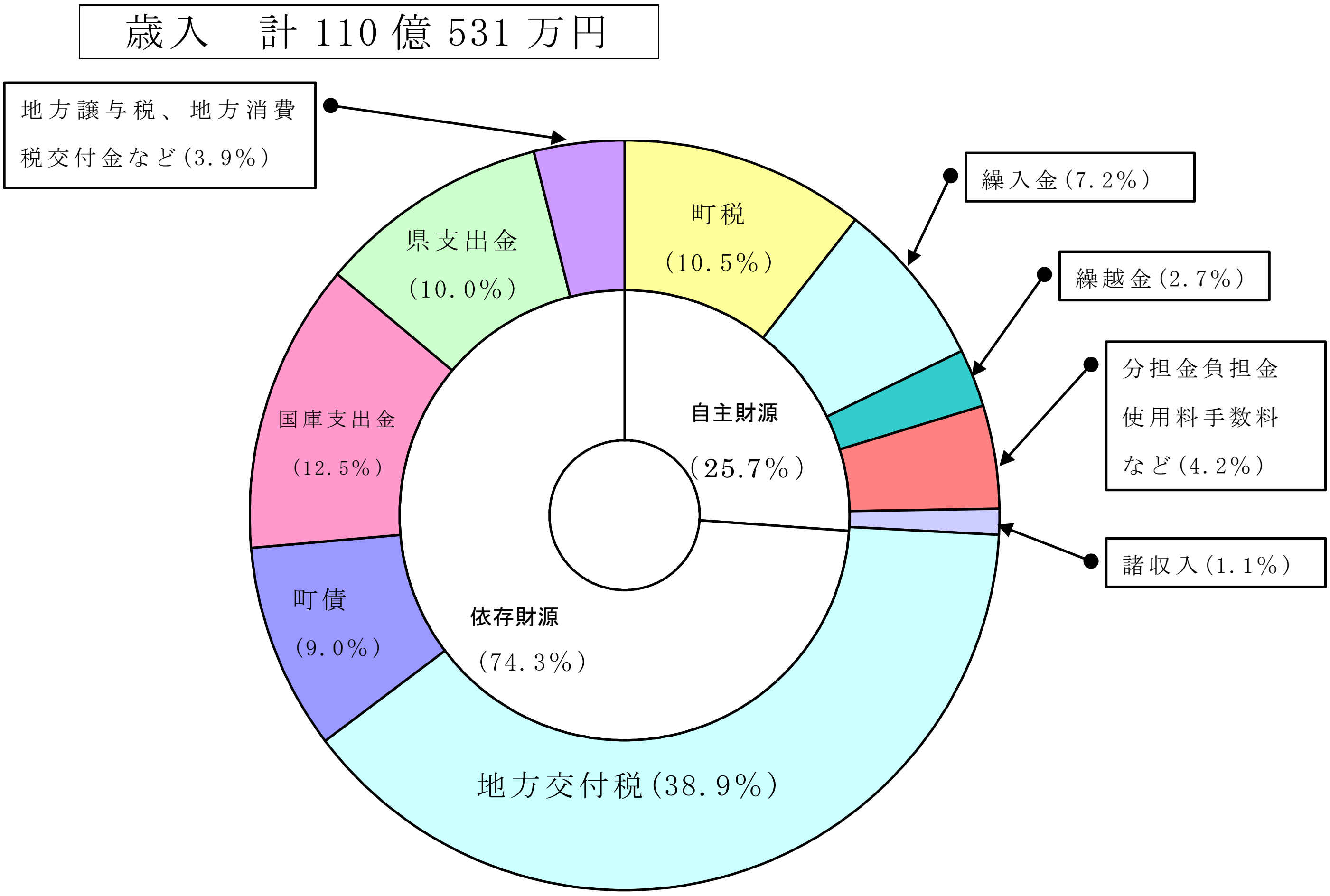

表１は、平成２８年度からの一般財源※の推移を表したものです。

町税の主な変動要因は、景気の動向や固定資産の評価替え、たばこの消費動向にあると思われます。固定資産税の償却資産分については、太陽光発電施設建設の増加により各年度で伸びを見せています。

地方交付税※は、普通交付税※が平成２５年度まで合併算定替え※による優遇措置を受けていましたが、平成２６年度から一本算定に向けて段階的に縮減されたため交付額が減少しました。

譲与税※・交付金等は、平成３１年度の森林環境税創設により令和元年度から森林環境譲与税の譲与が始まりました。

臨時財政対策債※は、国の交付税特別会計の歳入不足を国と地方が折半して町債※を借り入れるものあり、本来普通交付税※として交付されるお金を振り替えるものです。その元利金の償還に要する財源は全額国が負担することになっています。

※表１『一般財源額の推移』　（単位：百万円）

区　分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
町　税	1,185	1,204	1,214	1,297
地方交付税※	5,062	4,808	4,730	4,629
譲与税※・交付金等	418	439	448	438
臨時財政対策債※	248	246	239	193
合　計	6,913	6,697	6,631	6,557

２　歳出の状況

（１）目的別歳出の状況

円グラフ２は、あさぎり町における令和３年度当初予算の目的別歳出の状況を表したものです。

支出額が最も大きい民生費が３０．５％を占め、今後も高い水準で推移していくことが予想されます。これは、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者である 75 歳以上となり、１人当たりの医療や介護の費用が年齢とともに増加することが見込まれるためです。

総務費は、人件費や基金※積立金などが主なもので、衛生費は、ごみ処理経費等の広域行政組合への負担金や水道特別会計への繰り出し金が大きく、農林水産業費は、日本型直接支払制度による農地機能維持のための支出や、公有林や林道の維持等に要する経費が主なものとなります。

商工観光費は、観光や定住促進等、土木費は、道路・橋梁や公営住宅の維持改修や下水道特別会計への繰り出し等、消防費は、上球磨消防組合負担金と非常備消防費（町消防団活動費）、教育費は、学校教育（学校管理費）と社会教育費（生

涯教育や社会体育）等が主な事業としてあげられます。

義務的経費※である公債費※は、平成２６年度までは毎年１５億円から１６億円の元利償還を行ってきましたが、行財政改革により起債借入額を制限してきたことで、平成２８年度以降は１３億円程度に減少しています。令和２年度から公共施設総合管理計画に基づく事業への取り組みが本格化しており、令和５年度以降は公債費※の増加が見込まれます。

※円グラフ２『令和３年度当初予算目的別歳出の状況』

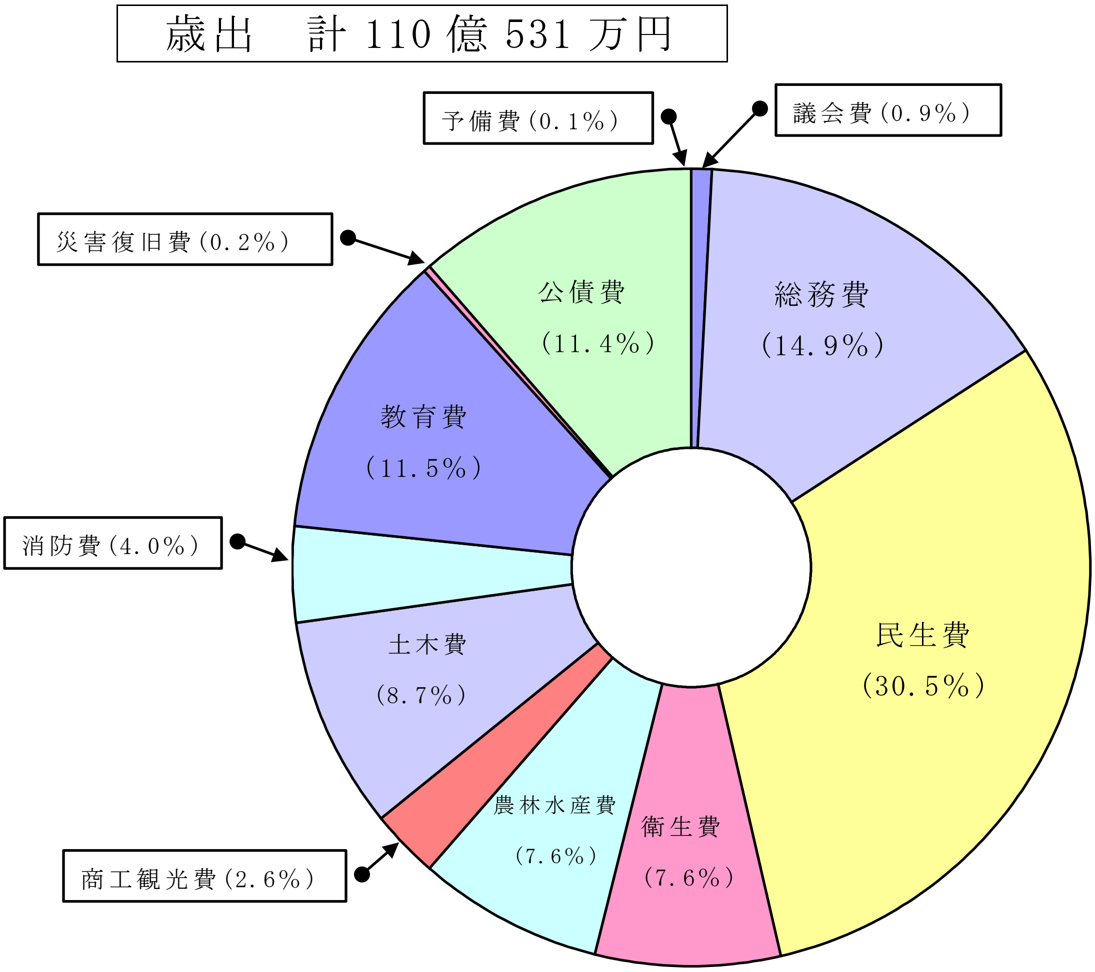

（２）義務的経費※の状況

表２は、義務的経費※の推移を表したものです。

このうち、人件費は退職者の非補充等で全体的には減少しているものの、類似団体と比較するとまだ高い水準となっています。扶助費※は、国の施策による増減はあるものの、社会保障経費の増加に伴い高い水準での推移が続いています。今後も高齢化の進展や子育て支援、障がい者への支援等で増加することが見込まれます。

公債費※は、２３年度から２６年度の間はほぼ横ばいで推移していますが、行財政改革による起債の借入制限により、平成２７年度からは減少傾向が続いています。令和２年度から公共施設総合管理計画に基づく事業への取り組みが本格化しており、令和５年度以降は公債費※の増加が見込まれます。

※表２『義務的経費※の推移』 （単位：百万円）

区　　分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人　件　費	1,753	1,669	1,653	1,668
扶　助　費※	2,055	2,059	1,988	2,011
公　債　費※	1,375	1,282	1,277	1,246
合　　計	5,183	5,010	4,918	4,925

（３）経常収支比率※の状況

表３は、経常収支比率※の推移を示したものです。

経常収支比率※は数値が低いほど財政に弾力性があるといわれ、投資的経費※などの臨時的な経費に使える財源が確保できることになります。行財政改革による経常的な歳出経費の削減と、国の景気対策等のための普通交付税※の加算により、ここ数年は類似団体平均を下回る数値で推移しています。

※表３『経常収支比率※の推移』 （単位：百万円）

区　　分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常一般財源	6,515	6,288	6,222	6,203
減税補てん債・臨時財政対策債※	248	246	239	193
小　計（A）	6,763	6,534	6,461	6,396
経常一般財源充当経費（B）	5,903	5,733	5,738	5,690
経常収支比率（B／A×100）	87.3%	87.7%	88.8%	88.9%

３　町債※・債務負担行為※残高の状況

表４は、町債※及び債務負担行為※残高の推移を表したものです。

道路の改良や公共施設の建設などに要する経費の主な財源は、国・県からの補助金と町債※です。町債※は、道路や公共施設の利用が長期にわたることから、将来の世代にも利用に見合う負担をお願いするという考え方で、施設建設年度に

資金を借り入れ、おおよそ１０年から２５年の期間で償還（返済）しています。令和元年度末における一般会計と特別会計を合わせた町債※残高は、約１７２億円であり、合併以降数年間は増加傾向にありましたが、１８年度以降は減少しています。これは、行財政改革により町債※の発行額を制限したためです。

一方、債務負担行為※は、一括して町が資金の借入を行い後年度で償還する町債※とは異なり、事業に取り組む年度以降に支出を約束されるクレジット（分割払い）的要素を持つものや、広域行政組合などの一部事務組合が、施設建設のために直接借り入れた町債※の後年度償還金を構成町村が負担するという性質のものがあります。

※表４『町債※・債務負担行為※残高の推移(全会計)』 （単位：百万円）

区　　分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
町債残高（一般会計）	10,369	10,290	10,490	10,420
町債残高（特別会計）	7,777	7,512	7,180	6,820
合　　計	18,146	17,802	17,670	17,240
債務負担行為残高 （うち一部事務組合に係るもの）	1,971 (541)	2,206 (479)	2,564 (560)	2,362 (796)

４　基金※残高の状況

表５はあさぎり町における基金※の残高の推移を表したものです。

平成２０年度までは、財政調整基金※や奨学基金、公共施設整備基金が主なものでしたが、２１年度から２５年度にかけて合併特例債※を活用したまちづくり基金を造成しました。

また、財政調整基金※は突発的な災害や緊急を要する経費に備えるための基金※であり、財源に余裕がある年度に積み立てを行い、財源に不足が生じる年度には取り崩して活用するものですが、あさぎり町は合併後１０年が過ぎ、平成２６年度から普通交付税※が段階的に縮減されるという特殊事情があることから、行政サービスの急激な低下を防ぐために、長期的な財政見通しに基づき、積極的な積み立てを行ってきました。

※表５『基金※残高の推移(全会計)』　（単位：百万円）

区　　分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
財政調整基金※	5,099	5,559	5,589	5,637
公共施設整備基金	832	835	869	850
ふるさと基金	57	65	101	237
学校教育施設整備基金	5	6	6	8
まちづくり基金	2,453	2,281	2,117	1,928
産業活性化基金	199	184	110	99
林業振興基金		200	200	219
森林環境譲与税基金			5	5
奨学基金	226	227	228	228
高田之奨学基金	35	35	35	35
合　　計	8,906	9,392	9,260	9,246

５　主な財政分析指標の推移

表６は、主要な財政分析指標の推移を示したものです。

実質公債費比率※は一般会計・特別会計のほか、一部事務組合も含めた公債費※に対する支出の割合を表したものです。数値が低いほど財政規模に対するローンの支出が少ないことになり、年々改善されています。これは行財政改革による起債借入額の制限により、毎年度の元利償還額が減少していることが主な要因です。

また、将来負担比率※は負債額の年間の収入に対する割合であり、平成２３年度までは１００を超えていましたが、起債借入額の制限と基金の増加により数値の改善が進み、平成２９年度からは将来負担額がない良好な状況となっています。

最後に地方税の徴収率は、平成１６年度をピークに徐々にではありますが悪化していました。継続的に徴収強化対策に取り組んだ結果、２１年度に好転し、以降徴収率は高い水準を維持しています。今後も負担の公平性の観点からも改善に向けた取り組みを継続していかなければなりません。

※表６『主な財政分析指標の推移』

区　　分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実質公債費比率※	10.0	8.8	8.5	8.3
将来負担比率※	12.6	－	－	－
財政力指数※	0.23	0.23	0.23	0.23
地方税の徴収率	93.4%	93.5%	93.1%	93.1%

※用語解説

行	用　　語	解　　　　説	掲載ページ
あ	ＩＣＴ	パソコンだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術の総称。ＩＴ（情報技術）にコミュニケーション（communication）の要素を含めたもの。	13
	依存財源	国や県などに依存した収入で、その額や内容が国等の基準により決められているもの。地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債などが含まる。 　⇔　自主財源	40
	一般財源	使い道が特定されず、どのような経費にも使用できる財源のこと。具体的には、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税等の合計額であり、市町村の場合はこれらに都道府県から交付される利子割交付金等が加わる。	26,41
	インフラ	生産や生活の基盤を形成する構造物（社会的生産基盤）。例えば、道路・港湾・通信施設などの産業基盤や学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設が該当する。	5,6,12,39
	上乗せ補助金・上乗せサービス	「上乗せサービス（補助金）」とは、市町村が国や県の法令で定められた基準を超えた行政サービス（補助金）を提供すること。例えば、国の基準が１万円となっている助成金を政策的見地から２万円給付することなど。	25,26
か	合併算定替え	合併に伴う財政措置の一つ。合併による経費削減効果が現れるにはある程度の期間が必要なことから、合併後１０年間は合併前の市町村が、それぞれ別々に存在するものとみなして算定した交付税の合計額が交付される制度。１１年後から５年間でこの特例は段階的に削減される。	4,18,41
	合併特例債	新市町村建設計画に基づく事業のうち、合併後２０年間に限り発行することができる地方債（町債）。事業費の９５％に特例債を充てることができ、また、返還については、元利償還金の７０％が交付税措置（国からの財政支援）される。	4,44
	基金	特定の目的のために積み立てられたお金。町の貯金。	4,5,29,30,36,41,44,45
	協働	町が行う様々な行政活動に、住民、行政、企業等が参加し、行政と力を合わせて、より良いまちづくりに取り組むこと。	4,5,6,9,12,15,16,26
	義務的経費	毎年必ず支出しなければならない経費で自由に削減することが難しい経費。人件費や扶助費、公債費が該当する（「扶助費」「公債費」については別掲）。	42,43
	経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源等がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源等があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。 　経常収支比率＝ 　　　経常経費充当の一般財源等額÷経常一般財源等総額×100% 　※分母の「経常一般財源等総額」には、臨時財政対策債発行額及び減収補てん債特例分発行額を加算して算出する。	43
	経常的経費	人件費や扶助費、公債費等の、行政サービスを維持させるために毎年継続して固定的に支出される経費。	5
	公債費	道路や建物などの社会資本整備に充てるために借り入れた地方債（借入金）を返済する費用のこと。	4,30,36,42,43,45
	国土強靭化	大規模自然災害時に、人命や、経済社会への被害を最小化し、迅速に回復できる国土、経済社会システムを平時から構築していくこと。	4,5
さ	債務負担行為	地方公共団体が将来にわたり債務を負担する行為のこと。例えば、複数年度にわたる工事契約や物品のリースなどを行う時に利用される。	43,44
	財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた貯金。災害や緊急に実施すべき大規模な事業等に備えるために積み立てたお金のこと。	4,30,44,45
	財政力指数	普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に対して、基準財政収入額がどれだけあるのかを示すもの。当該数値が大きいほど財源に余裕があるとされ、独自施策の実施が可能となる。 　財政力指数＝（基準財政収入額÷基準財政需要額）の過去３年間の平均値	45

行	用　　語	解　　説	掲載ページ
	指定管理者制度	公共施設の管理運営に広く民間の力を活用しようとする制度。制度の導入により、町の温泉施設や文化施設などを民間が管理運営することが可能になる。	2, 6, 38
	自主財源	町税など国や県からの関与を受けない、町独自の財源。収入に占める自主財源の比率が高いと、行財政の自主性と安定性が確保される。 ⇔依存財源	11, 21, 36, 40
	実質公債費比率	標準的な財政規模に対する、公債費等の割合を測るもの。 この指標が18%以上の団体は、地方債協議制度の中にあっても「許可団体」とされ、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられるとともに、これを前提に地方債発行が許可される。 また、25%以上の団体は、地方公共団体財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定が義務づけられる。	45
	実質単年度収支	収支結果には現れない黒字要素(財調基金積立額、地方債繰上償還額)及び赤字要素(財調基金取崩額)を取り上げて、これらの要素が仮に歳入歳出に措置されなかった場合、単年度収支が実質的にどのようになるかを表すもの。 実質単年度収支＝ 単年度収支＋財調基金積立額＋地方債繰上償還額－財調基金取崩額	29, 30
	譲与税	国税として納められた税金のうち一定の割合に基づいて地方へ再配分される税金のこと。譲与税には、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税、自動車重量譲与税等がある。	41
	将来負担比率	単年度の標準的な財政規模に対する、町債等の将来的な負担の大きさを測るもの。 この指標が350%以上の団体は、地方公共団体財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定が義務づけられる。	45
	人工知能（AI）	人のような知的な情報処理を実現するソフトウェア（プログラム）。	6, 13, 14, 24, 37
	スマートウェルネスシティ	少子高齢化や人口減少が進んでも、住民が身体面の健康に加え、生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れるまちのこと。	11, 22, 36
	性能発注方式	発注者が示す材料や寸法等の仕様どおりに構造物等を建設する従来からの公共工事で用いられてきた「仕様発注方式」と異なり、発注者が求める構造物等の性能を規定し、その性能を満足することを要件として発注する方式。民間の技術力を活かすことができ、コスト縮減とともに品質確保が期待できる。	24, 26
た	男女共同参画	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されること。また、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うこと。	16, 17
	単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支額を差し引いた額をいう。実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、単年度収支は当該年度のみの収支を表す。	30
	地方交付税	どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように、国から地方公共団体に交付されるお金のこと。	4, 18, 40, 41
	地方分権	国に集中している権限や財源を県や市町村に移し、住民の方々と自治体が協力して、地域のことは地域で決められるようにすること。	4, 8, 9, 17, 18
	町債	道路や公共施設など特定の事業を行うため、年度を越えて借り入れる町の長期借入金。施設等の活用期間に応じて借入金を返済することで、一時的な財政への圧迫を避けるとともに、世代間の負担を平準化することができる。	4, 26, 30, 40, 41, 43, 44
	投資的経費	道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備に要する普通建設事業費、災害復旧事業費等の経費のこと。	2, 5, 26, 30, 39, 43
	独立採算	企業等において、部門ごとに経営管理の権限を委ね、独立に自己の収支で採算をとるように経営させる制度。	22

行	用　　語	解　　説	掲載ページ
な	ニーズ	要望。欲求。需要。	1,4,5,7,8,9,12,13,15,17,18,21,24,25,33,35,36,38
は	パブリック・コメント	町が計画を策定したり、政策の決定を行おうとする場合に、あらかじめ町の考え方を住民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続きのこと。意見提出手続き。	2,12,15,33
	美化パートナープログラム（アドプトプログラム）	アドプトとは、「養子縁組」すること。自治会や団体、企業などが町との養子縁組契約を締結し、河川や道路などを自分の子どものように面倒を見る（掃除をする）という取組み。	2,12,34
	扶助費	社会保障制度の一環として、児童・障がい者・高齢者等を対象とした施策を実施するための経費。	2,5,25,26,30,39,42,43
	普通交付税	地方交付税のうち、自治体間の財源の不均衡を調整し、どの自治体においても教育や福祉など住民が標準的な水準の行政サービスを受けられるようにするために、国が徴収した税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を地方自治体に配分するもの。	4,30,41,43,44
ら	ライフライン	生活・生命を維持するために必要な水道・電気・ガス・通信などの供給路のこと。	23
	臨時財政対策債	地方交付税の減額に対処するため、市町村が借金をして地方交付税の財源不足分を確保する制度のこと。また、返還については、元利償還金の全額が交付税措置（国からの財政支援）される。	40,41,43
わ	ワークショップ	具体的な物事を詳しく検討する会議や体験的に技術を習得する研修会。	12,15,33